

レンタカー事業に関する行政評価・監視
—訪日外国人等の利用対策を中心として—

結果報告書

令和2年2月
中部管区行政評価局

前 書 き

国土交通省の公表資料によると、平成 29 年度末現在、全国のレンタカー事業者数は 1 万 1,137 事業者、全車種車両数は 69 万 8,943 台と、平成 19 年度からの 10 年間でレンタカー事業者数は約 1.8 倍に、全車種車両数は約 1.9 倍に増加している。

レンタカーの増加については、安価なレンタカーの普及、事故修理時の代車としての需要の拡大、自動車の所有から必要時のみの利用への意識の変化等、様々な要因が考えられるが、近年急増している訪日外国人によるレンタカー利用の増加もその一因となっているものと考えられる。

このような訪日外国人のレンタカー利用を巡っては、「観光ビジョン実現プログラム 2016」（平成 28 年 5 月 観光立国推進閣僚会議決定）で、外国人のスムーズなレンタカー利用の促進によるドライブツーリズムの拡大、高速道路会社とレンタカー事業者等の連携による訪日外国人旅行者向け周遊定額パスの展開を図ることとするなど、インバウンド観光の推進ツールとしても期待されており、中部地方においても、中部国際空港を利用して入国した訪日外国人が平成 29 年に過去最多の約 136 万人と、3 年間で約 1.9 倍に増加する中、同空港から入国した後の移動にレンタカーを利用した訪日外国人も推計 5 万 1,800 人と約 2.0 倍に増加している。

また、在留外国人数は、平成 30 年末には全国で約 273 万人、愛知県内で約 26 万人と、26 年末からの 4 年間で共に約 1.3 倍に増加しており、これに伴いレンタカーの利用も増加していると推測される（以下、訪日外国人と在留外国人を合わせて「訪日外国人等」という。）。

一方、外国人レンタカー運転者（日本国籍以外で国際運転免許証又は外国運転免許証取得者）が第一当事者となった死傷事故件数は、全国において平成 26 年の 68 件に対し、30 年には 158 件と、4 年間で約 2.3 倍に増加している状況から、レンタカーの貸渡時における日本の交通ルールの周知徹底等、一層の安全対策が求められている。

この調査は、訪日外国人によるレンタカー利用が増加している現状等を踏まえ、訪日外国人等によるレンタカー利用状況、事業者等における訪日外国人等の安全対策の取組状況等について、実態や課題の整理を行うとともに、事業者における法令等の遵守状況、関係行政機関における事業者への指導監督等の状況を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

目 次

第1 調査の目的等	1
第2 調査の結果	
1 訪日外国人等によるレンタカー利用状況及び事業者等における安全対策等の取組 状況	
(1) 訪日外国人等によるレンタカー利用等の実態.....	2
(2) 訪日外国人等によるレンタカー利用の安全確保等に係る対応状況.....	4
(3) 訪日外国人等によるレンタカー利用に係る課題.....	7
(4) 訪日外国人等のレンタカー利用に係る事業者の工夫.....	9
2 レンタカー事業に係る法令等の遵守対策	
(1) レンタカー事業者に対する制度の周知等.....	41
(2) レンタカー事業者への指導監督に資する情報の収集.....	57

図 表 目 次

1 訪日外国人等によるレンタカー利用状況及び事業者等における安全対策等の取組状況

(1) 訪日外国人等によるレンタカー利用等の実態

図表 1-(1)-① 明日の日本を支える観光ビジョン（平成 28 年 3 月 30 日 明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）における目標値	10
図表 1-(1)-② 観光ビジョン実現プログラム 2019（令和元年 6 月 14 日 観光立国推進閣僚会議決定）の概要	10
図表 1-(1)-③ 訪日外国人旅行者数の推移（平成 24 年～30 年）	11
図表 1-(1)-④ 「観光ビジョン実現プログラム 2019」における外国人のレンタカー利用に係る記載（抜粋）	11
図表 1-(1)-⑤ 全国エリアを対象とした高速道路乗り放題パス「Japan Expressway Pass」の概要	12
図表 1-(1)-⑥ 中部地区高速道路周遊エリア内定額料金乗り放題「Central Nippon Expressway pass」の概要	13
図表 1-(1)-⑦ 中部国際空港を利用して入国した後にレンタカーを利用した訪日外国人数等の推移	14
図表 1-(1)-⑧ レンタカーの死傷事故件数の推移（全国）	14
図表 1-(1)-⑨ 訪日外国人観光客レンタカーピンポイント事故対策の概要	15
図表 1-(1)-⑩ 地域道路経済戦略研究会 中部地方研究会の取組状況報告（平成 30 年 10 月 31 日）	15
図表 1-(1)-⑪ 日本人・外国人別貸渡件数、事故件数等の推移（平成 28～30 年度）	16
図表 1-(1)-⑫ 貸渡し千件当たりの日本人と外国人の事故件数（平成 28～30 年度）	16

(2) 訪日外国人等によるレンタカー利用の安全確保等に係る対応状況

図表 1-(2)-① 全国レンタカー協会の英語版ホームページ	17
図表 1-(2)-② 「Car Rental Guide レンタカーご利用ガイド」の表紙（4 言語）	17
図表 1-(2)-③ 「Car Rental Guide レンタカーご利用ガイド」の掲載内容（4 言語）	18
図表 1-(2)-④ 訪日外国人向けレンタカーサービス向上アクションプラン（平成 30 年 1 月 25 日決定）	18
図表 1-(2)-⑤ 2 レンタカー協会におけるレンタカーを利用する訪日外国人等に対する取組状況（主なもの）	19
図表 1-(2)-⑥ 外国人が運転していることを後続車等に知らせるマグネットステッカー	20
図表 1-(2)-⑦ 訪日外国人等に対するレンタカーの貸渡状況	21
図表 1-(2)-⑧ 訪日外国人等への貸渡しの説明方法	22
図表 1-(2)-⑨ 映像付きサポートデスクを用いた訪日外国人等との意思疎通の取組	23
図表 1-(2)-⑩ 対面翻訳機を用いた訪日外国人等との意思疎通の取組	24
図表 1-(2)-⑪ 訪日外国人等への貸渡しの説明資料	24
図表 1-(2)-⑫ 発給している国際運転免許証のジュネーブ様式（フィリピン）	25

図表 1-(2)-⑬	国際・外国運転免許証を確認する時に参考としている資料	25
図表 1-(2)-⑭	外国の運転免許をお持ちの方／国際運転免許証様式資料（平成 31 年 1 月現在）	26

(3) 訪日外国人等によるレンタカー利用に係る課題

図表 1-(3)-①	訪日外国人等の日本の交通ルールに関する意識調査の概要	26
図表 1-(3)-②	訪日外国人等の日本の交通ルール等に関する意識調査 調査票	27
図表 1-(3)-③	訪日外国人等の日本の交通ルール等に関する意識調査 問いの答え	29
図表 1-(3)-④	訪日外国人等の日本の交通ルールに関する意識調査（外国 5 言語版）	31
図表 1-(3)-⑤	訪日外国人等（117 人）の日本の各交通ルール等の認知状況（意識調査の設問別正答率）	36
図表 1-(3)-⑥	日本のガソリンスタンドにおける主な油種区分と給油ノズルの色	36
図表 1-(3)-⑦	設問「レギュラーの給油ノズルの色は何色だと思いますか」に対する訪日外国人等（117 人）の回答状況	36
図表 1-(3)-⑧	訪日外国人等（117 人）の日本語の理解の有無別の正答率	37
図表 1-(3)-⑨	訪日外国人等（117 人）の日本での運転回数別の正答率	37
図表 1-(3)-⑩	訪日外国人等への貸渡しにおいて苦慮している事項	38

(4) 訪日外国人等のレンタカー利用に係る事業者の工夫

図表 1-(4)-①	訪日外国人向けに日本の交通ルール等を紹介した一般社団法人日本自動車連盟（JAF）のウェブサイトへアクセスできる QR コードを掲載した資料	39
図表 1-(4)-②	レンタカー事務所において日本の道路標識を多言語表示して掲示	39
図表 1-(4)-③	月極駐車場等への無断駐車、油種の間違いを注意喚起するチラシ（一部）	40
図表 1-(4)-④	事故があった時の対応方法等を周知するチラシ	40

2 レンタカー事業に係る法令等の遵守対策

(1) レンタカー事業者に対する制度の周知等

図表 2-(1)-①	道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）（抜粋）	46
図表 2-(1)-②	道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）（抜粋）	46
図表 2-(1)-③	道路運送法施行令（昭和 26 年政令第 250 号）（抜粋）	46
図表 2-(1)-④	「貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡し（レンタカー一）の取扱いについて」（平成 7 年 6 月 13 日付け自旅第 138 号）（抜粋）	47
図表 2-(1)-⑤	「自家用自動車有償貸渡しに係る届出書」（様式）（抜粋）	50
図表 2-(1)-⑥	道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）（抜粋）	51
図表 2-(1)-⑦	自動車点検基準（昭和 26 年運輸省令第 70 号）（抜粋）	52
図表 2-(1)-⑧	道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）（抜粋）	52
図表 2-(1)-⑨	整備管理者の選任が必要なレンタカー事業者	54
図表 2-(1)-⑩	中部運輸局管内のレンタカー事業者数及び車両数（平成 30 年 3 月 31 日現在）	54
図表 2-(1)-⑪	無届けで事務所の新設を行っていると思われる事例	54
図表 2-(1)-⑫	整備管理者を未選任又は未届の事例	55

図表 2-(1)-⑬	今回の調査で当局が入手したレンタカー事業に係る通知等の事業者への周知状況	55
図表 2-(1)-⑭	2 運輸支局におけるレンタカー事業者講習会の実施状況（平成 26 年度以降）	56
図表 2-(1)-⑮	最近、運輸支局に事務所新設届を提出した事業者における整備管理者の選任状況	56
図表 2-(1)-⑯	最近、運輸支局に整備管理者選任届を提出した事業者における整備管理規程の策定状況	56

(2) レンタカー事業者への指導監督に資する情報の収集

図表 2-(2)-①	道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）（抜粋）	62
図表 2-(2)-②	自動車運送事業等監査規則（昭和 30 年運輸省令第 70 号）（抜粋）	62
図表 2-(2)-③	「貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡し（レンタカー）の取扱いについて」（平成 7 年 6 月 13 日付け自旅第 138 号）（抜粋）	63
図表 2-(2)-④	レンタカー事業者が行う運転者に係る情報提供のあり方について（平成 16 年 3 月 16 日付け国自旅第 234 号）	63
図表 2-(2)-⑤	調査対象 2 運輸支局におけるレンタカー事業者に対する監査の実施件数（平成 28～30 年度）	64
図表 2-(2)-⑥	中部運輸局及び調査対象 2 運輸支局におけるレンタカーに係る相談の受付件数（平成 28～30 年度）	64
図表 2-(2)-⑦	インターネット上の情報により把握できた法令等違反が疑われる事例（レンタカー事業経営類似行為が疑われる事例）	65
図表 2-(2)-⑧	インターネット上の情報により把握できた法令等違反が疑われる事例（レンタカーの貸渡しに附随した運転者の労務供給が疑われる事例）	65
図表 2-(2)-⑨	無届けで事務所を新設しているレンタカー事業者のホームページ及び年次報告の記載内容	66
図表 2-(2)-⑩	年次報告の報告内容	66
図表 2-(2)-⑪	レンタカーの増車の届出に関する自動車局長通知（貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡し（レンタカー）の取扱いについて（平成 7 年 6 月 13 日付け自旅第 138 号））及び愛知運輸支局審査基準（貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡し（レンタカー）許可申請に関する審査基準について（平成 18 年 3 月 31 日付け愛運支局公示第 7 号））の規定の比較	67
図表 2-(2)-⑫	調査対象 2 運輸支局における年次報告受理件数	68
図表 2-(2)-⑬	平成 30 年度分年次報告が未提出となっていた事業者の未提出の原因・理由	68
図表 2-(2)-⑭	年次報告の報告内容が不十分である事例	69

第1 調査の目的等

1 目的

この調査は、訪日外国人によるレンタカー利用が増加している現状等を踏まえ、訪日外国人等によるレンタカー利用状況、事業者等における訪日外国人等の安全対策の取組状況等について、実態や課題の整理を行うとともに、事業者における法令等の遵守状況、関係行政機関における事業者の指導監督等の状況を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

2 対象機関

(1) 調査対象機関

中部運輸局、愛知運輸支局、岐阜運輸支局

(2) 関連調査等対象機関

事業者団体、事業者

3 担当部局

中部管区行政評価局

4 調査実施時期

令和元年8月～2年2月

第2 調査の結果

1 訪日外国人等によるレンタカー利用状況及び事業者等における安全対策等の取組状況

調 査 結 果 等	説明図表番号
<p>(1) 訪日外国人等によるレンタカー利用等の実態</p> <p>【制度の概要等】</p> <p>ア 訪日外国人によるレンタカー利用促進に係る施策等</p> <p>政府は、明日の日本を支える観光ビジョン構想会議（議長：内閣総理大臣）において、「明日の日本を支える観光ビジョン」を決定（平成28年3月30日）し、訪日外国人旅行者数について、2020年4,000万人、2030年6,000万人等の新たな目標を設定している。</p> <p>政府は、上記目標の実現のため、毎年、「観光ビジョン実現プログラム」を策定しており、「観光ビジョン実現プログラム2019－世界が訪れたい日本を目指して－」（令和元年6月 観光立国推進閣僚会議決定）では、①外国人が楽しめる環境整備、②外国人が喜ぶ観光コンテンツの充実、③日本政府観光局と地域（自治体・観光地域づくり法人）の適切な役割分担と連携強化等に取り組み、外国人の地方への誘客・消費拡大等に一層力を入れて取り組んでいくこととしている。</p> <p>このような中、日本政府観光局の訪日外客数（年表）によると、平成30年の訪日外国人旅行者数は、3,119万2千人と6年連続で過去最高を更新しており、6年間で約3.7倍に増加している。今後も、全国的には、2020（令和2）年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会、2025（令和7）年の大阪・関西万博、中部地方では、2026（令和8）年の第20回アジア競技大会、2027（令和9）年のリニア中央新幹線開業を契機として、観光施策を戦略的に推進することにより、引き続き訪日外国人旅行者数の増加が見込まれている。</p> <p>レンタカーを巡っては、「観光ビジョン実現プログラム2019」において、レンタカーの利用が多い地域を中心に、道の駅の多言語対応や無料Wi-Fi整備等を促進することを観光地の主要施策としているほか、交通機関の関連施策として、訪日外国人が運転するレンタカーによる交通事故が増加していること等を踏まえ、関係機関・団体と連携し、安全運転啓発動画の活用等により訪日外国人に対する我が国の交通ルール等に関する広報啓発活動を実施することを挙げている。</p> <p>また、各年の「観光ビジョン実現プログラム」では、外国人旅行者向け周遊ドライブパスを展開していくこととしており、東日本高速道路株式会社（NEXCO 東日本）、中日本高速道路株式会社（NEXCO 中日本）、西日本高速道路株式会社（NEXCO 西日本）及び府県道路公社（宮城県、京都府及び兵庫県）は、レンタカーを利用する訪日外国人旅行者向けに全国エリアを対象とした高速道路乗り放題パス「Japan Expressway Pass」（有効期間7日間又は14日間の2種類）を平成29年10月13日から販売している。</p> <p>さらに、中部地域においては、中日本高速道路株式会社（NEXCO 中日本）が、レンタカーとセットの利用で中部地区の高速道路周遊エリア内が定額料金で乗り放題となる訪日外国人旅行者向けドライブプラン「Central Nippon</p>	<p>図表1－(1)－①</p> <p>図表1－(1)－②</p> <p>図表1－(1)－③</p> <p>図表1－(1)－④</p> <p>図表1－(1)－⑤</p> <p>図表1－(1)－⑥</p>

Expressway pass (CEP=セップ)」を平成 24 年 8 月から販売しており、これにより訪日外国人におけるレンタカー個人旅行及び昇龍道エリア（注）への観光がさらに増加することが期待される。

（注）昇龍道は、中部北陸 9 県の行政機関、観光関係団体、観光事業者等が協働して外国人観光客の誘致を推進している広域観光周遊ルート of の名称である。中部北陸地域の形は、能登半島の形が龍の頭の形に似ており、龍が昇っていく様子を思い起こさせることから、地域の観光エリアを「昇龍道」と名付けた。

イ 訪日外国人等によるレンタカーの利用状況及び安全対策

国土交通省は、観光施策の立案や旅行商品の企画等に資するため、訪日外国人の流動量の分析を行うことができる訪日外国人流動データ (FF-Data: Flow of Foreigners-Data、エフエフデータ) を作成・公表している。それによると、中部国際空港を利用して入国した後の移動にレンタカーを利用した訪日外国人は、平成 26 年の約 2 万 6,000 人に対し、29 年は約 5 万 1,800 人と、3 年間で約 2.0 倍に増加していると推計されている。

また、法務省の在留外国人統計によると、在留外国人数は、令和元年 6 月末には全国で約 283 万人、愛知県内で約 27 万人と、27 年 6 月末からの 4 年間で共に約 1.3 倍に増加しており、訪日外国人以外にも在留外国人によるレンタカー利用も増加していると推測される。

一方、内閣府の「令和元年版交通安全白書」によると、外国人レンタカー運転者（日本国籍以外で国際運転免許証又は外国運転免許証取得者）が第一当事者となった死傷事故件数は、全国において平成 26 年の 68 件に対し、30 年には 158 件と、4 年間で約 2.3 倍に増加している。内閣府は、「令和元年版交通安全白書」において、急増する訪日外国人観光客による事故対策として、「日本を訪れる外国人が安全に我が国で自動車等を運転するためには、右側通行と左側通行の違いを始め、日本の交通ルール、交通事情等を周知することが重要である」としている。

このような中、国は、外国人運転者にも分かりやすい道路標識の整備のため、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（昭和 35 年総理府・建設省令第 3 号）を改正し（平成 29 年 7 月施行）、規制標識の一部について英字を併記（「一時停止」標識に「STOP」、「徐行」標識に「SLOW」を併記）することとした。

また、国土交通省道路局は、急増する訪日外国人観光客のレンタカー利用による事故を防止するため、平成 29 年秋から、訪日外国人観光客のレンタカー利用が多い福岡空港、那覇空港、関西国際空港、新千歳空港、中部国際空港の各周辺 5 地域において、「訪日外国人観光客レンタカーピンポイント事故対策」の社会実験を順次開始している。この社会実験では、レンタカー事業者（注）や警察、観光部局等と連携しながら、ETC2.0 プローブデータ等を取得・分析して外国人特有の事故危険箇所を特定し、事故対策の立案・実施、効果検証を実施するものとなっている。

中部地方においては、地域道路経済戦略研究会 中部地方研究会取組状況報告（平成 30 年 10 月 31 日）によると、次のとおり、対策検討方針が示されてい

図表 1- (1) -⑦

図表 1- (1) -⑧

図表 1- (1) -⑨

図表 1- (1) -⑩

る。

① 対策箇所は、ETC2.0データ等から急減速の多発箇所や走行速度の高い区間など外国人特有の危険挙動箇所を抽出

② 対策メニューは、急ブレーキの減少や速度抑制等課題解決に向け案内看板等のサインや注意喚起パンフレット作成等ピンポイント対策を実施予定

(注)「レンタカー事業者」とは、道路運送法(昭和26年法律第183号)第80条第1項の規定に基づく国土交通大臣の許可を受け自家用自動車の有償貸渡し(以下「レンタカー事業」という。)を業として行っている者をいう。

【調査結果】

今回、当局が調査対象とした愛知県内及び岐阜県内のレンタカー事業者(16事業者)の中で、訪日外国人等のレンタカー利用実績等を把握していた6事業者のうち2事業者の協力を得て、訪日外国人等の利用が多い2事務所における平成28年度から30年度までの外国人の利用実績(貸渡件数)及び事故件数を把握したところ、以下の状況がみられた。

ア 日本人・外国人別レンタカー利用実績(貸渡件数)

①外国人への貸渡件数は、平成28年度1,671件、29年度2,083件、30年度2,328件と、2年間で約4割増加しており、②日本人を含めた全貸渡件数のうち、外国人の占める割合も、28年度13.8%、29年度16.1%、30年度17.8%と年々割合が大きくなっている。

図表1-(1)-①

イ 日本人・外国人別の事故(物損を含む。)件数

事故件数については、平成28年度は日本人41件、外国人26件に対し、30年度は日本人44件、外国人30件となっている。

図表1-(1)-①

(再掲)

また、この3年間の貸渡件数(38,131件)に占める外国人の割合は2割に満たない(16.0%(6,082件))のに対し、事故件数(216件)に占める外国人の割合は4割近く(38.9%(84件))となっている(貸渡し千件当たりの事故件数は、日本人の4.1件に対し、外国人は13.8件)。

図表1-(1)-②

(2) 訪日外国人等によるレンタカー利用の安全確保等に係る対応状況

【調査結果】

ア 運輸局、運輸支局における対応状況

調査対象とした中部運輸局、愛知運輸支局及び岐阜運輸支局(以下「2運輸支局」という。)においては、訪日外国人等によるレンタカーの利用実績を把握する仕組みはなく、現状では訪日外国人等に対するレンタカー利用の安全確保等対策を講じていない(レンタカー事業者に対する直接の指導監督部局は運輸支局である)。

なお、2運輸支局は、令和元年5月、「観光振興事業費補助金」(多言語対応(事故・災害時等を含む。)等)及び「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金」(レンタカーの外国人ドライバー支援等)について、今年度から

レンタカー事業も対象となったことを受け、一般社団法人愛知県レンタカー協会（以下「愛知県レンタカー協会」という。）及び岐阜県レンタカー協会（以下「2 レンタカー協会」という。）を通じて会員事業者に対して補助金要望調査を実施している。

イ レンタカー協会における対応状況

(7) 一般社団法人全国レンタカー協会

一般社団法人全国レンタカー協会（以下「全国レンタカー協会」という。）は、訪日外国人のレンタカー利用の安全確保等を図るため、次の措置を講じている。

- ① 平成 26 年 9 月、訪日外国人が持参した運転免許証が日本国内で有効かどうか確認する方法を具体的に示した「日本国内で運転が認められる国際・外国運転免許証の確認ポイント 2014 年度版」を作成し、また、令和元年 10 月、改定版「2019 年版」を発行している。
- ② 平成 27 年 3 月から、レンタカーの予約から返却までの流れ、日本国内で運転が認められる国際・外国運転免許証、日本でレンタカーを運転する際の注意点、交通ルール等をイラストや動画を用いて説明した英語版のホームページを開設している。
- ③ 平成 27 年 3 月にリーフレット「Car Rental Guide（レンタカーご利用ガイド）」（英語、中国語簡体字、中国語繁体字、韓国語の 4 言語）を発行し、また、30 年には道路標識の英語併記を記載したリーフレットの改訂版を作成・配布している。さらに、31 年 2 月には、訪日外国人向けに日本の交通ルールや運転時の注意事項等を取りまとめた再改訂版を作成し、配布している。
- ④ 平成 30 年 1 月、訪日外国人のニーズに対応するため、事故防止対策、利用環境の向上、予約の利便性の向上等を目的とした「訪日外国人向けレンタカーサービス向上アクションプラン」（平成 30 年 1 月 25 日決定）を策定し、今後、本プランに基づき、訪日外国人のレンタカー利用環境の整備に努めることとしている。

図表 1-(2)-①

図表 1-(2)-②

図表 1-(2)-③

図表 1-(2)-④

(イ) 2 レンタカー協会

今回、当局が調査対象とした 2 レンタカー協会は、全国レンタカー協会の対応等を受けて、次の措置を講じている。

- ① 2 レンタカー協会は、国際運転免許証の真正性の確認の徹底（警察庁交通局通達）や外国運転免許証翻訳文用紙の様式変更についての周知（一般社団法人日本自動車連盟（JAF）から情報提供）を会員事業者へ情報提供している。
- ② 2 レンタカー協会は、全国レンタカー協会作成の「日本国内で運転が認められる国際・外国運転免許証の確認ポイント 2014 年度版」（同 2019 年版）及び「Car Rental Guide レンタカーご利用ガイド」改訂版（4 言語）を会員事業者へ販売している。

図表 1-(2)-⑤

図表 1-(2)-②

（再掲）

③ 訪日外国人等がレンタカーを利用する際に、「外国の方が運転しています」と表示したステッカーを車両に貼付することにより、他の運転者へ注意を促す目的で同ステッカーを作成し、会員事業者に配布・販売（愛知県レンタカー協会は平成 30 年度に、岐阜県レンタカー協会は 28 年度にそれぞれ作成）。

図表 1-(2)-⑥

ウ レンタカー事業者における対応状況

調査対象とした 16 事業者における訪日外国人等へのレンタカーの貸渡状況を調査した結果、6 事業者（愛知 5、岐阜 1）が訪日外国人等への貸渡しを行っていた。この 6 事業者における訪日外国人等への安全対策の取組等の概要は、以下のとおりである。

図表 1-(2)-⑦

(7) 訪日外国人等への貸渡しの際の説明の実施状況

① 訪日外国人等への貸渡しの説明方法

図表 1-(2)-⑧

i) 外国語 2 言語以上の多言語で対応 5 事業者（愛知 4、岐阜 1）

ii) 訪日外国人等と対話するため対応機器等（通話ダイヤル、映像付きサポートデスク、対面翻訳機、ポケトーク）を活用 全 6 事業者（愛知 5、岐阜 1）

図表 1-(2)-⑨

図表 1-(2)-⑩

iii) 外国語（英語又は中国語）ができるスタッフを配置 4 事業者（愛知 4）

② 訪日外国人等への貸渡しの説明資料

図表 1-(2)-⑪

i) 会社独自の説明資料（英語、中国語、韓国語） 4 事業者（愛知 3、岐阜 1）（注）

（注）うち 2 事業者（愛知 1、岐阜 1）はタイ語の説明資料も使用している。

ii) 事務所が独自に作成した写真や図を加えたツール（英語、中国語、韓国語、タイ語） 1 事業者（愛知 1）

iii) 既存の説明ツール（英語） 1 事業者（愛知 1）

(イ) レンタカー貸渡時における国際運転免許証等の確認状況

訪日外国人等が日本で運転する際には、国際運転免許証（ジュネーブ条約（注）の加盟国が条約に基づく型式で発行したもの。）又は国際運転免許証を発給していない国又は地域であって日本と同等の水準にあると認められる免許制度を有している国又は地域（現在、エストニア共和国、スイス連邦、ドイツ連邦共和国、フランス共和国、ベルギー王国、モナコ公国及び台湾）の運転免許証に、日本語による翻訳文（当該国の在日大使館・領事館等の政令で定める者による翻訳に限る。）が添付されているものを所持する必要がある。

図表 1-(2)-⑫

（注）ジュネーブ条約とは、昭和 24 年にジュネーブにおいて締結された道路交通に関する条約の通称

訪日外国人等にレンタカーの貸渡実績がある 6 事業者（愛知 5、岐阜 1）は、国際・外国運転免許証を確認する時に、次の資料を用いて、提示された運転免許証が有効なものかについて確認を行っている。

図表 1-(2)-⑬

① 全国レンタカー協会作成の「日本国内で運転が認められる国際・外国運

転免許証の確認ポイント（2014 又は 2019 年度版）」 4 事業者（愛知 3、岐阜 1）

② 警察庁提供資料「フィリピン当局発給の国際運転免許証の真正性を判断するポイント」 3 事業者（愛知 3）

③ 警察庁ホームページ掲載の「国際運転免許証様式資料」 2 事業者（愛知 2）

④ 会社独自又は各事業者のフランチャイズ本部が作成した国際運転免許証等の確認マニュアル 1 事業者（愛知 1）

また、5 事業者（愛知 4、岐阜 1）は、パスポートと国際運転免許証の発給国を照合するとともにパスポートの渡航歴についても確認し、提示された国際運転免許証等が偽造されたものでないか確認を行っている。

図表 1－(2)－⑭

(3) 訪日外国人等によるレンタカー利用に係る課題

【調査結果】

ア 訪日外国人等の日本の交通ルール等の理解状況（訪日外国人等を対象とした日本の交通ルール等に関する意識調査の結果）

(7) 意識調査の実施方法

今回、当局では、訪日外国人等のレンタカー利用前における日本の交通ルール等の理解状況を把握するため、中部国際空港内の 4 事務所においてレンタカーの貸渡手続を行っている訪日外国人等を対象に意識調査を実施し、117 人から回答を得た。

意識調査では、調査対象者に調査票を配布し、以下の 8 つの日本の主な交通ルール等についての選択式（クイズ形式）の設問に回答してもらい、訪日外国人等の各交通ルール等の理解状況を把握するとともに、日本語の理解の有無及び日本での運転回数も把握することにより、これらと日本の交通ルール等の理解状況との間に相関関係があるかを分析した。

- ① 走行車線の左右
- ② 赤信号の際の左折の可否
- ③ 「最高速度」標識
- ④ 「一時停止」標識
- ⑤ 「徐行」標識
- ⑥ 「駐車禁止」標識
- ⑦ 「車両進入禁止」標識
- ⑧ ガソリンスタンドにおける給油ノズルの色と油種

図表 1－(3)－①

図表 1－(3)－②

図表 1－(3)－③

図表 1－(3)－④

(イ) 意識調査の結果（日本の交通ルール等の理解状況）

a 日本の各交通ルール等の理解状況（全体及び設問別の正答率）

訪日外国人等（117 人）の 8 つの日本の主な交通ルール等（全体）に係る正答率は、57.6%であった。

また、交通ルール等ごと（設問別）の正答率をみたところ、9 割を超えるもの（「最高速度」標識 97.4%）があった一方、3 割程度（「一時停止」標識

図表 1－(3)－⑤

29.9%、「駐車禁止」標識 35.0%、「徐行」標識 35.9%)にとどまるものもみられた。このため、訪日外国人等にレンタカーを貸し渡す際には、日本の交通ルール等を十分説明し、理解を得る必要があると考えられる。

さらに、ガソリンスタンドにおける給油ノズルの色と油種に係る設問について回答内容をみたところ、117人のうち50人が正答できず、このうち35人(全体の29.9%)がレギュラーガソリンの給油ノズルの色を緑色(軽油の給油ノズルの色)と回答していた。ガソリン車に軽油を給油した場合、車両のエンジン停止等のトラブルが発生するおそれがあるとされていることから、訪日外国人等にレンタカーを貸し渡す際には、給油ノズルの色を十分説明し、理解を得る必要があると考えられる。

図表1-(3)-⑥

図表1-(3)-⑦

b 日本語の理解の有無や日本での運転経験との相関関係の有無

訪日外国人等(117人)の日本語の理解の有無別に正答率をみたところ、日本語を読んで理解できる者の正答率は59.2%、理解できない者の正答率は56.5%であり、日本語の理解の有無と交通ルール等の理解状況との間に大きな相関関係はみられなかった。

図表1-(3)-⑧

また、日本での運転回数別に正答率をみたところ、日本での運転が初めての者の正答率は60.4%、2回目から4回目の者は55.1%、5回目から9回目の者は59.7%、10回以上の者は57.6%であり、日本での運転経験と交通ルール等の理解状況との間にも相関関係はみられなかった。

図表1-(3)-⑨

以上を踏まえると、日本語の理解の有無や日本での運転回数にかかわらず、全ての訪日外国人等に対して、日本の交通ルール等の一層の周知が必要であると考えられる。

イ 訪日外国人等の違反や事故に対する認識

訪日外国人等へのレンタカー貸渡実績がみられた6事業者(愛知5、岐阜1)に対し、訪日外国人等への貸渡しにおいて苦慮している事項を調査したところ、以下のような訪日外国人等の違反や事故に対する認識が日本人とは異なるとの意見が聞かれた。

図表1-(3)-⑩

- ① 違法駐車、私有地への駐車等の迷惑駐車 4事業者(愛知3、岐阜1)
 - ・ 違法駐車をして警察官等により確認標章を取り付けられても警察署への出頭、反則金の納付等の手続を行わない。
- ② 事故の対応 4事業者(愛知3、岐阜1)
 - ・ 日本人と事故に対する認識が異なる(少々の物損なら事故には該当しないと判断)
 - ・ 事故を起こしても警察等に連絡しない(予約サイトの保険・補償の加入で、全ての事故に対応できると誤解。何もしなくてよいという認識)
- ③ 燃料の混油 4事業者(愛知4)
 - ・ セルフ式のガソリンスタンドで、ガソリン車に誤って軽油を給油するケースがある。
- ④ 日本で認められていない国際運転免許証等の提示 4事業者(愛知3、岐阜

1)

- ・ 偽造国際運転免許証について、本人は正当な免許証であると誤認しており、貸渡しを断ってもなかなか納得しない。

(4) 訪日外国人等のレンタカー利用に係る事業者の工夫

【調査結果】

上記(3)のように、訪日外国人等への貸渡しについては、訪日外国人等が必ずしも日本の交通ルール等を理解していない、違反や事故に対する認識が日本人とは異なり事業者が苦慮している等の課題がみられる。

これらの課題に対して、事業者において、貸渡しの説明資料に記載しているほか、次のとおり工夫している例がみられた。

- | | |
|--|-------------------|
| ① 予約した訪日外国人に事前に提供する事業者独自の作成資料に、訪日外国人向けに日本の交通ルール等を紹介した一般社団法人日本自動車連盟（JAF）のウェブサイトへアクセスできるQRコードを掲載し、日本の交通ルールを学習するよう促している 1事業者（愛知1） | 図表1-(4)-① |
| ② 事務所内の壁面に日本の道路標識を多言語で表示して掲示している 1事業者（愛知1） | 図表1-(4)-② |
| ③ 駐車禁止区域及び月極駐車場への駐車禁止、駐車違反時の警察署への出頭及び反則金の納付等を周知するチラシを独自に作成・配布している 1事業者（愛知1） | 図表1-(4)-③ |
| ④ 事故があった時の対応方法等を周知するチラシを独自に作成・配布している 1事業者（愛知1） | 図表1-(4)-④ |
| ⑤ 燃料の混油防止のための啓発チラシを独自に作成・配布している 1事業者（愛知1） | 図表1-(4)-③
(再掲) |

【所見】

したがって、中部運輸局は、訪日外国人等のレンタカー利用について、訪日外国人等が必ずしも日本の交通ルール等を理解していない、違反や事故に対する認識が日本人とは異なり事業者が苦慮している等の課題があることを踏まえ、その安全を確保する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 訪日外国人等への貸渡しの際にガイドブック等により、日本の交通ルールを十分に説明することについてレンタカー事業者に対して周知すること。
- ② 訪日外国人等による違反や事故の防止に役立つ参考事例を収集し、レンタカー事業者講習会等を通じて事業者を提供するなど、レンタカー事業者において訪日外国人等による違反や事故を防止するための対策が講じられるよう努めること。

図表1-(1)-① 明日の日本を支える観光ビジョン（平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）における目標値



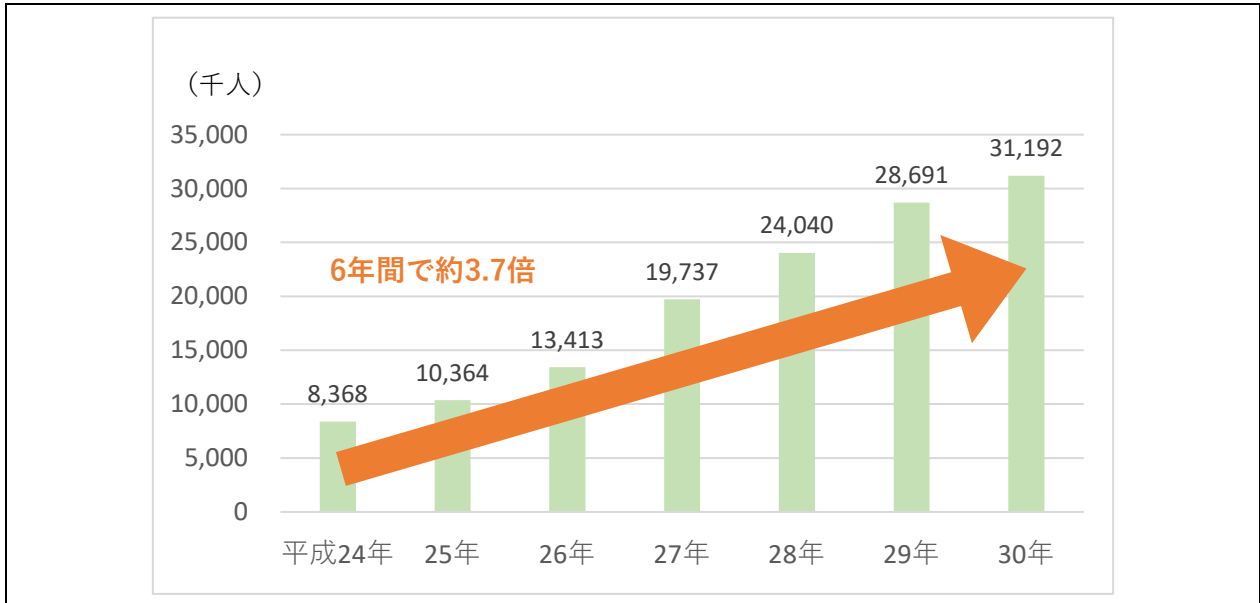
(注) 国土交通省観光庁ウェブサイトによる。

図表1-(1)-② 観光ビジョン実現プログラム2019（令和元年6月14日 観光立国推進閣僚会議決定）の概要



(注) 国土交通省観光庁ウェブサイトによる。

図表 1－(1)－③ 訪日外国人旅行者数の推移（平成 24 年～30 年）



(注) 日本政府観光局の「訪日外客数 (年表)」に基づき、当局が作成した。

図表 1－(1)－④ 「観光ビジョン実現プログラム 2019」における外国人のレンタカー利用に係る記載 (抜粋)


1. 外国人が真の意味で楽しめる仕様に変えるための環境整備
 - ・観光地
 - 【主要施策】
レンタカーの利用が多い地域を中心に、道の駅の多言語対応や無料Wi-Fi整備等を促進する。
 - 【関連施策】
 - 「道の駅」を核とした地域振興
 - ・訪日外国人旅行者のFIT（個人旅行）化が進み、レンタカーの利用率も増加傾向にある中、「道の駅」を観光地へのゲートウェイとして機能させるべく、訪日外国人旅行者の利用が多い又は今後の増加が見込まれる「道の駅」に対して、多言語対応や観光案内所の整備等のインバウンド対応を促進する。
 - 【改善・強化】
 - ・交通機関
 - 【主要施策】
自家用有償旅客運送の導入の円滑化、タクシーの相乗りの導入等により、地方の観光地までのアクセス（バス・タクシー・レンタカー等）を確保・充実する取組を推進する。
 - 【関連施策】
 - 訪日外国人旅行者向け周遊ドライブパスの充実
高速道路会社が、国、地方公共団体、レンタカー事業者等と連携して、乗降自由な訪日外国人旅行者向け周遊定額パス等の企画割引について、利用状況の分析等を行い、充実を図る。【継続】
 - 訪日外国人旅行者のレンタカー利用時における安全性及び利便性の向上
 - ①急増する訪日外国人旅行者のレンタカー利用による事故を踏まえ、外国人レンタカー利用の多い空港周辺から出発するレンタカーを対象に、ETC2.0の急ブレーキデータ等を活用して、外国人特有の事故危険箇所の特定やピンポイント事故対策を講じるなど、各地域での課題を踏まえ、ビッグデータを活用した実験・実装を推進する。【改善・強化】
 - ②訪日外国人が運転するレンタカーによる交通事故が増加していること等を踏まえ、関係機関・団体と連携し、安全運転啓発動画の活用等により訪日外国人に対する我が国の交通ルール等に関する広報啓発活動を実施する。さらに、訪日外国人がレンタカー等を運転する際に必要となる外国運転免許証に添付する日本語の翻訳文入手に関し、関係機関等と連携しつつ、利便性の向上を図る。また、訪日外国人がストレスなく快適にレンタカーを利用できる環境を実現させるため、2019年度中に、多言語対応のドライブ支援アプリを開発し、訪日外国人に必要な情報を提供するとともに、ドライブモデルルート等について紹介したドライブマップを日本全国で作成する。【改善・強化】

(注) 1 「観光ビジョン実現プログラム2019」に基づき、当局が作成した。

2 下線は当局が付した。

図表 1-(1)-⑤ 全国エリアを対象とした高速道路乗り放題パス「Japan Expressway Pass」の概要

Japan Expressway Pass Area

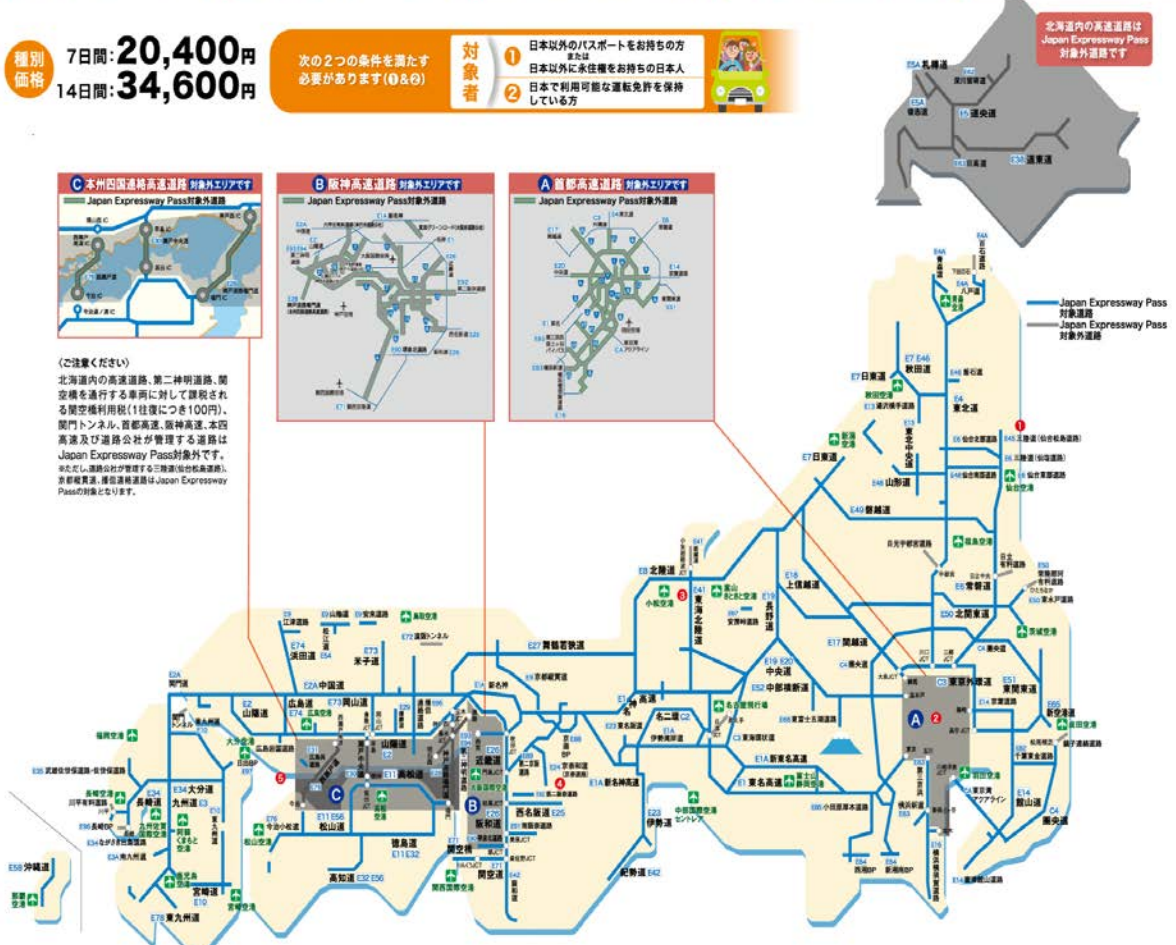


種別
7日間: **20,400円**
14日間: **34,600円**

次の2つの条件を満たす
必要があります(①&②)

対象者

- ① 日本以外のパスポートをお持ちの方
（念のため日本以外に永住権をお持ちの日本人
日本でも利用可能な運転免許を保持
している方）
- ②



(ご注意ください)
北海道内の高速道路、第二神明道路、関交橋を通行する車両に対して課税される関空権利利用税(往復につき100円)、関門トンネル、首都高速、京神高速、本四高速及び道路会社が管理する道路はJapan Expressway Pass対象外です。また、道路会社が管理する「第二神明高速道路」、京神高速、播磨連絡道路はJapan Expressway Passの対象外となります。

(注) 東日本高速道路株式会社が運営する高速道路情報サイト「ドラぷら E-NEXCO ドライブプラザ」による。

図表 1- (1) -⑥ 中部地区高速道路周遊エリア内定額料金乗り放題「Central Nippon Expressway pass」の概要

1 対象者

- ・ 日本以外のパスポートをお持ちの方または外国の永住権をお持ちの日本人
- ・ 日本で利用可能な運転免許を所持していること

2 エリア



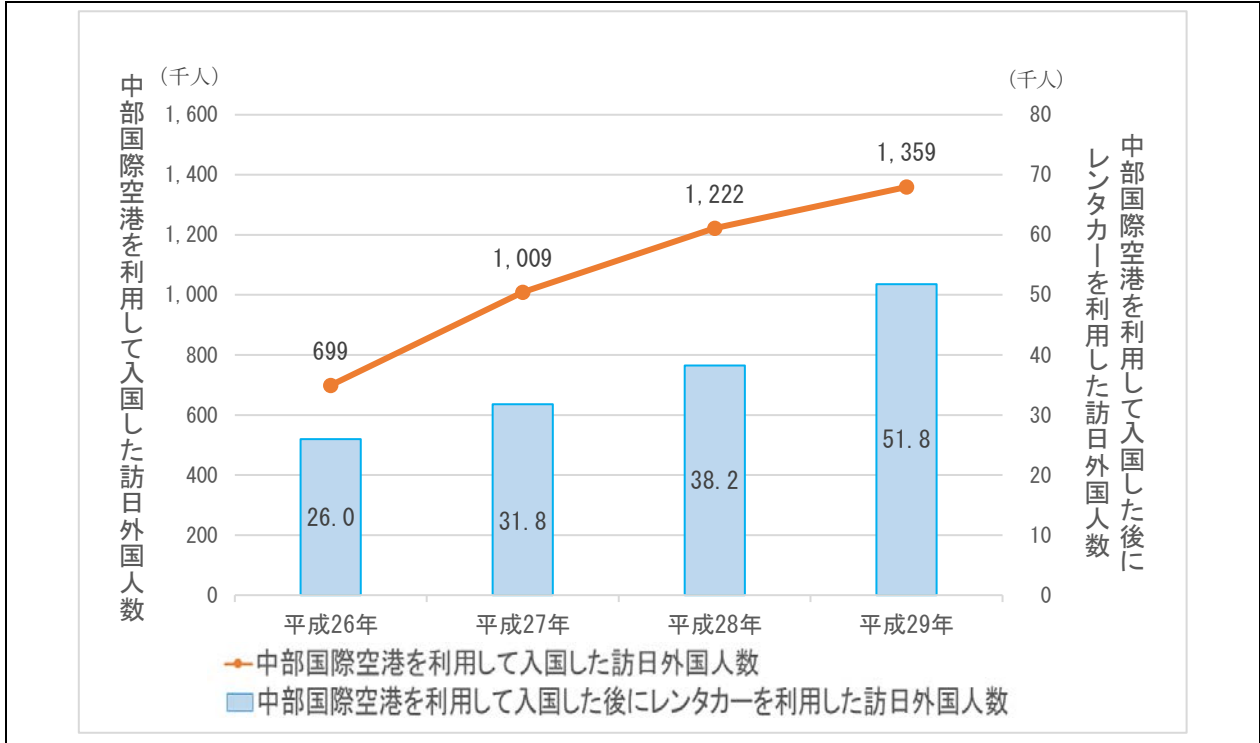
3 2019年10月1日以降の料金

日数	CEP 周遊エリア	オプション対象路線 Nagoya Expressway Pass (NEP)	オプション対象路線 Aichi Toll Road Pass (AIP)
2日券	5,100円	+ 1,530円 *	+ 1,500円 *
3日券	6,100円		
4日券	7,100円		
5日券	8,100円		
6日券	9,200円		
7日券	10,200円	+ 2,040円 *	+ 2,000円 *
8日券	11,200円		
9日券	12,200円		
10日券	13,200円		
11日券	14,300円		
12日券	15,300円		
13日券	15,800円		
14日券	16,300円		

* NEP や AIP の乗り放題のみを申し込むことはできません。

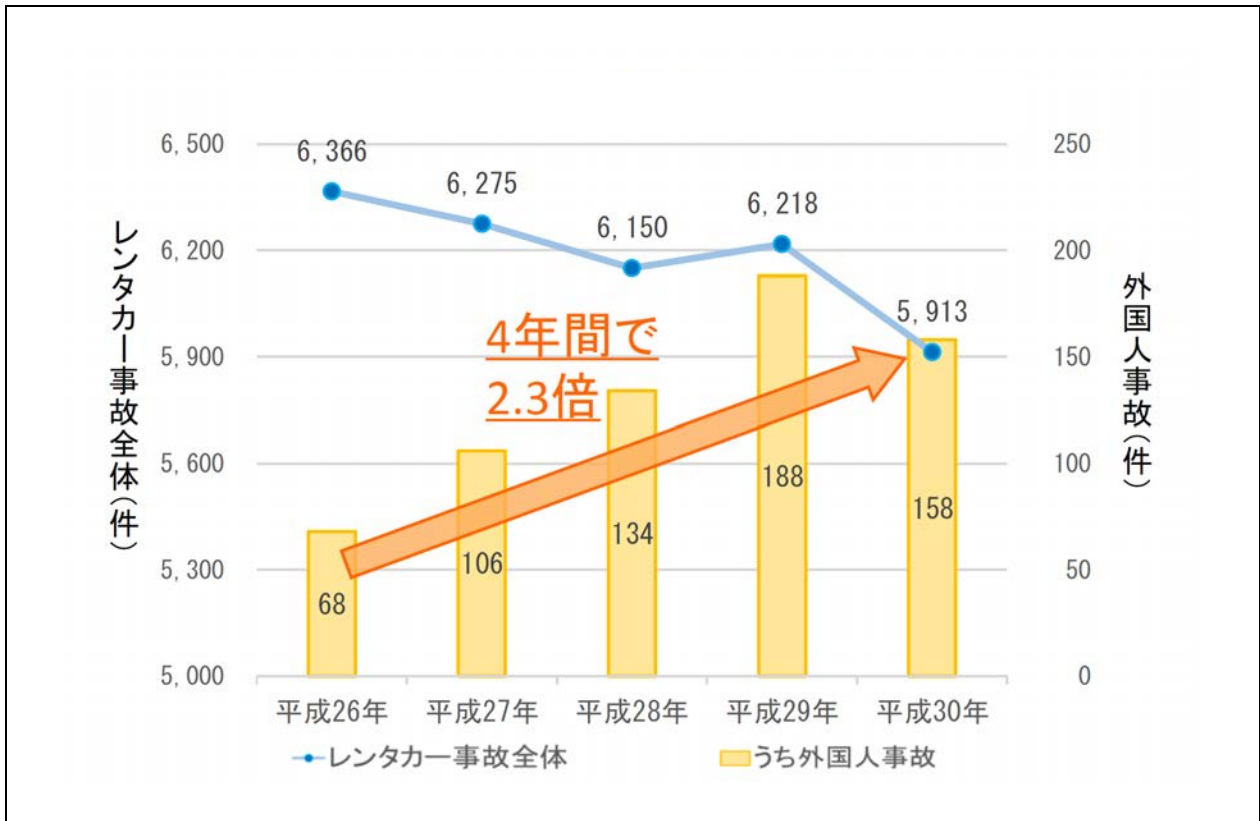
(注) 中日本高速道路株式会社ウェブサイトの掲載内容に基づき、当局が作成した。

図表 1－(1)－⑦ 中部国際空港を利用して入国した後にレンタカーを利用した訪日外国人数等の推移



(注) 国土交通省の「訪日外国人流動データ (FF-Data)」及び法務省の「出入国管理統計」に基づき、当局が作成した。

図表 1－(1)－⑧ レンタカーの死傷事故件数の推移 (全国)



(注) 内閣府「交通安全白書」に基づき、当局が作成した。

図表 1- (1) - ⑨ 訪日外国人観光客レンタカーピンポイント事故対策の概要



(注) 国土交通省の報道資料「訪日外国人観光客レンタカーピンポイント事故対策について」による。

図表 1- (1) - ⑩ 地域道路経済戦略研究会 中部地方研究会の取組状況報告 (平成 30 年 10 月 31 日)

訪日外国人観光客レンタカー事故ピンポイント対策

(1) 取り組みの経緯

- 訪日外国人観光客の増加に伴い、外国人レンタカー死傷事故件数は約3倍に増加。中部国際空港からのレンタカー利用者も5年間で約2.2倍に増加しており、早急な対策実施が求められている。
- 急増する事故を防止するため、平成29年秋より全国5地域においてピンポイント事故対策を検討する社会実験を開始している。
- 社会実験は、レンタカー事業者や警察、観光部局等と連携しながら、ETC2.0プローブデータ等を取得・分析して外国人特有の事故危険箇所を特定し、対策の立案・実施、効果検証を実施する。

(2) 対策検討の方針

- 対策箇所は、ETC2.0データ等から急減速の多発箇所や走行速度の高い区間など外国人特有の危険挙動箇所を抽出。
- 対策メニューは、急ブレーキの減少や速度抑制等課題解決に向け案内看板等のサインや注意喚起パンフレット作成等ピンポイント対策を実施予定。
- 先行する九州地域等では、多言語表記、英語とピクトを併記するサインの設置が行われている。

(注) 第8回地域道路経済戦略研究会 中部地方研究会の取組状況報告(平成30年10月31日)に基づき、当局が作成した。

図表 1- (1) -⑪ 日本人・外国人別貸渡件数、事故件数等の推移（平成 28～30 年度）

【訪日外国人等の利用実績がある 2 事業者（2 事務所）合計】

	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		合計		
	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	増加率 (%)
貸渡	12,125	100.0	12,910	100.0	13,096	100	38,131	100	8.0
うち日本人	10,454	86.2	10,827	83.9	10,768	82.2	32,049	84.0	3.0
うち外国人	1,671	13.8	2,083	16.1	2,328	17.8	6,082	16.0	39.3
事故(物損を含む)	67	100.0	75	100.0	74	100.0	216	100.0	10.4
うち日本人	41	61.2	47	62.7	44	59.5	132	61.1	7.3
うち外国人	26	38.8	28	37.3	30	40.5	84	38.9	15.4

(注) 当局の調査結果による。

図表 1- (1) -⑫ 貸渡し千件当たりの日本人と外国人の事故件数（平成 28～30 年度）

【訪日外国人等の利用実績がある 2 事業者（2 事務所）合計】

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	3 か年平均
事故件数（貸渡し千件当たり）		5.5	5.8	5.7	5.7
(件)	うち日本人	3.9	4.3	4.1	4.1
	うち外国人	15.6	13.4	12.9	13.8

(注) 1 当局の調査結果による。

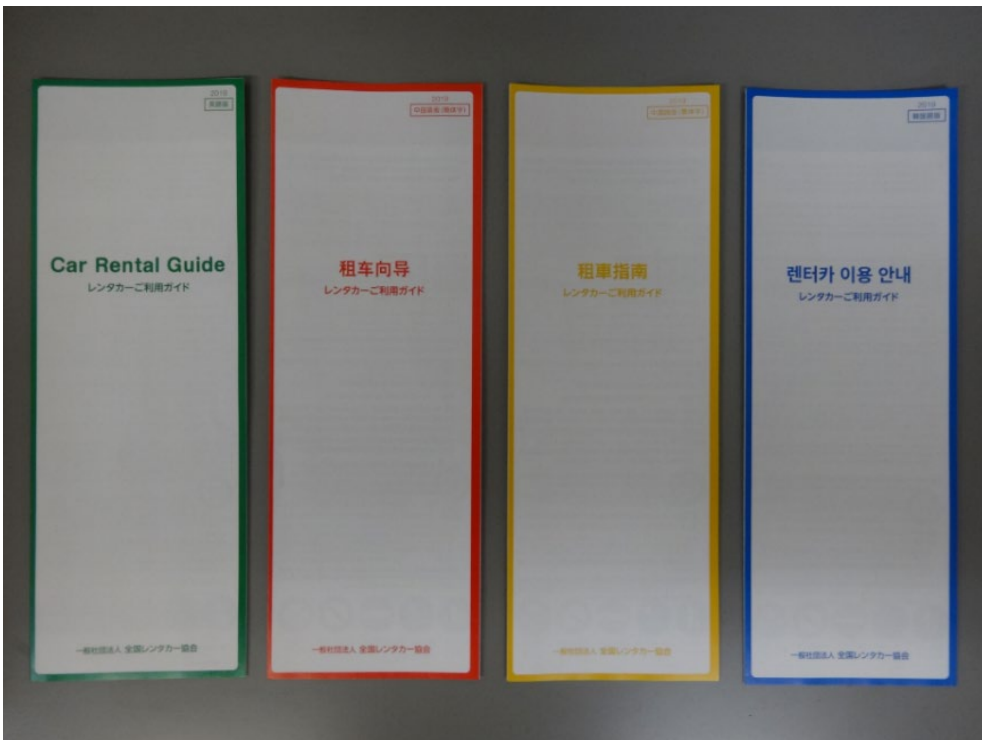
2 本表は、日本人と外国人の「貸渡し千件当たりの事故件数」を単純に記載したもので、それぞれ、移動時間又は移動日数による補正を行っていない。

図表 1-(2)-① 全国レンタカー協会の英語版ホームページ



(注) 全国レンタカー協会ウェブサイトによる。

図表 1-(2)-② 「Car Rental Guide レンタカーご利用ガイド」の表紙 (4 言語)




(注) 全国レンタカー協会の公表資料による。

図表1-(2)-③ 「Car Rental Guide レンタカーご利用ガイド」の掲載内容（4言語）

①国際運転免許証について、②基本的な交通ルールの注意点、③高速道路（有料道路）を通行する場合の注意点、④事故を起こさないために、⑤事故が発生した場合、⑥事故が発生した場合のお客さまの負担について、⑦日本の主な道路標識、⑧その他運転の際の注意点をイラストを用いて解説している。

（注）Car Rental Guide レンタカーご利用ガイドに基づき、当局が作成した。






図表1-(2)-④ 訪日外国人向けレンタカーサービス向上アクションプラン（平成30年1月25日決定）



訪日外国人向けレンタカーサービス向上アクションプラン概要

平成30年1月25日
決定

訪日外国人のニーズに対応するため、レンタカーサービスにおいて、事故防止対策、利用環境の向上、予約の利便性の向上のための取組を推進。

事故防止対策	利用環境の向上
<p>□ 日本の交通ルール等の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・英語、中国語、韓国語で日本の交通ルールや運転の際の注意点、保険、事故時の対応などを説明するパンフレット等を配布 ・2018年に道路標識の英語併記を記載した改定版を作成、配付 ・安全運転啓発動画（現在：英語、中国語）を、2018年度中に韓国語、タイ語及びマレー語により作成し、営業店舗等における放映を全国で開始するとともに、訪日前の広報を促進する。 <p>□ 専用ステッカーの拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2019年度中に全都道府県において、外国の方が運転していることを周囲のドライバーに示す、各地域で特色ある専用ステッカーを作成する。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div> <p>□ ドライブ支援アプリによる情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多言語対応のドライブ支援アプリ（現在東北地方で試験導入中）を2019年度に全国に拡大する。（2018年度～：地域毎のコンテンツ開発、2019年度中：全国拡大） 	<p>□ 窓口での多言語対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際定期旅客便の就航する全ての空港において、2018年度中に窓口を担当する職員全てに多言語音声翻訳システム等の活用を含む外国語研修等を実施する。 <p>□ 外国人向けドライブマップ作成促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドライブモデルルート、レンタカー利用方法、観光案内所の所在地等について紹介したドライブマップを2019年度までに日本全域において作成する。  <p>□ 空港等での利用環境の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2019年度までに那覇、羽田、成田、広島空港等において、送迎車乗降場所の拡大、または空港に隣接したレンタカー専用スペースの拡大を要請し、利用環境の向上を目指す。  <p>□ 乗り放題バスの販売促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レンタカーとセットで販売される高速道路乗り放題バス（7日間20,000円、14日間34,000円）を2019年度までに拡大する。
予約の利便性の向上	
<p>□ 予約サイトの多様化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2019年度までに航空券やホテル多言語予約サイト等へレンタカー予約サイトへのリンクを追加する提携の促進を行う。 	

（注）全国レンタカー協会の公表資料による。

図表1- (2) -⑤ 2 レンタカー協会におけるレンタカーを利用する訪日外国人等に対する取組状況（主なもの）

区分	件名	内容	実施協会
平成28年度	「外国の方が運転しています」ステッカーの作成	日本の交通ルールに不慣れな外国人運転者による事故増加傾向を受け、レンタカーを利用する際に車両にステッカーを貼付することにより、他の運転者へ注意を促す目的で作成し、希望の会員事業者へ配布・販売	岐阜 (注2)
	訪日外国人向け貸渡状況アンケート調査	外国人の利用状況や貸出の際の問題点等について会員へ質問。外国人運転者向けの安全対策ツールを開発検討する自動車部品メーカーの依頼により実施	岐阜
29年度	外国運転免許証翻訳文用紙の様式変更についての周知	改訂様式の案内（一般社団法人日本自動車連盟（JAF）からの情報提供による）	愛知 岐阜
	日本国内において運転が認められる外国等の運転免許証の政令国等に平成30年4月1日からエストニア共和国が追加	日本国内において運転が認められる外国等の運転免許証の政令国等に平成30年4月1日からエストニア共和国が追加	愛知 岐阜
30年度	インバウンド対応事業に対する助成創設に関する要望調査	平成31年度中に計画される外国語対応のカーナビゲーション導入などの訪日外国人旅行者受入環境整備の状況及び予算等の要望調査	愛知 岐阜
	フィリピン国外に居住するフィリピン国籍を有しない者が、フィリピン当局発給の国際運転免許証を使用してレンタカーを借りる場合における当該国際運転免許証の真正性の確認の徹底等について（依頼）	当該国際運転免許証の真正性の確認を徹底するよう警察庁交通局より通達	愛知 岐阜
	改訂版 レンタカーご利用ガイド 〔平成27年初版発行〕（英語、韓国語、中国語（簡体字）、中国語（繁体字））の配布	訪日外国人運転者に向けたレンタカーの利用方法及び日本の交通ルールをまとめたガイド（全国レンタカー協会作成）	愛知 岐阜
	訪日外国人旅行者向け災害時の情報提供に役立つツール案内	災害時に訪日外国人旅行者が情報収集する際に役立つアプリケーションの案内（4か国語で案内）	愛知 岐阜

(注) 1 当局の調査結果による。

2 愛知県レンタカー協会は、平成30年12月に作成、販売した。

図表 1-(2)-⑥ 外国人が運転していることを後続車等に知らせるマグネットステッカー



(注) 2 レンタカー協会の資料による。

図表1- (2) -⑦ 訪日外国人等に対するレンタカーの貸渡状況

県名 (事業者数)	事業者	レンタカー 協会への 加入状況	訪日外国人等への 貸渡しの有無	備考
愛知県 (13)	1	加入	有	
	2	加入	有	
	3	加入	有	
	4	加入	有	レンタカー型カーシェアリング (注2)実施
	5	非加入	有	
	6	加入	無	
	7	加入	無 会員様向けサービス限定	
	8	非加入	基本的には無 国際運転免許証による貸渡し は過去3年間で3件(注3)	
	9	非加入	無	
	10	非加入	無	
	11	加入	車両保有無	
	12	非加入	無(貸渡不可の明示なし)	
	13	加入	無	レンタカー型カーシェアリング 実施(専業)
岐阜県 (3)	14	加入	有	
	15	加入	基本的には無 外国人の利用は1年に1回ほどあるが、当該外国人は在留外国人である(日本の運転免許証)(注4)。	
	16	非加入	無	

(注) 1 当局の調査結果による。

2 レンタカー型カーシェアリングとは、国土交通大臣の許可を受け、会員制により特定の借受人に対して、自家用自動車を業として貸渡すことをいう。

3 3件のうち福祉車両の貸渡しが2件。当該3件は、日本語が理解できる借受人(訪日外国人等)や、英語ができるスタッフが例外的に対応した。

4 レンタカー協会から送付された外国人用の説明パンフレットを用意しているが、日本語理解が困難な外国人には貸渡しを行わないという対応をしている。

図表1-(2)-⑧ 訪日外国人等への貸渡しの説明方法

i) レンタカー貸渡し時における対応言語

事業者名 言語	1	2	3	4	5	14
英語	○	○	○	○	○	○
中国語	○	○ (注1)	○	○		○
韓国語	○	○ (注1)	○	○		○
タイ語	○		○	○ (注3)		○
スペイン語		○ (注1)	○ (注2)			
ポルトガル語		○ (注1)	○ (注2)			
ベトナム語			○ (注2)			
2か国語以上の 多言語化を図 っているもの	◎	◎	◎	◎		◎

(注) 1 映像付きサポートデスクによる対応言語
 2 インバウンドサポートデスクにおける対応言語
 3 対面翻訳機による対応言語

ii) 外国人利用者と対話するための対応機器等 (通訳機器、アプリ等)

事業者名 対応機器等	1	2	3	4	5	14
通話ダイヤル (三者通話)	○	○ (注1)	○ (注2)	○ (注3)		
映像付きサポート デスク		○ (注1)	○ (注2)			
対面翻訳機				○ (注4)		○ (注4)
ポケトーク			○		○	
その他				予約センター (注3)		

(注) 1 映像付きサポートデスク (通訳サービスアプリを使用) は、店舗で英語でのコミュニケーションが取れない時に使用する (英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語に対応)。
 三者通話は、出発後の出先からの問い合わせ等 (事故対応等も含む。) に使用する。
 2 インバウンドサポートデスク (店舗専用) は、レンタカーの知識を有したスタッフが24時間365日多言語で店舗の外国人のお客様への接客をサポート (英語、中国語、韓国語、タイ語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語の7言語対応)
 店舗がインバウンドサポートデスクを使用する際に、タブレット端末を利用した「映像通訳サービス」を導入 (同7言語対応)
 3 予約センター・インバウンドチームの対応時間 8:00~20:00、それ以外の時間帯は通話ダイヤルが対応
 4 対面翻訳機は、英語、中国語 (繁体字・簡体字)、韓国語、タイ語に対応

iii) 外国語ができるスタッフを配置

事業者名 言語	1	2	3	4	5	14	合計
英語		○ (注2)	○	○	○		4
中国語			○				1
韓国語							0
タイ語							0
備考	(注1)					(注3)	-

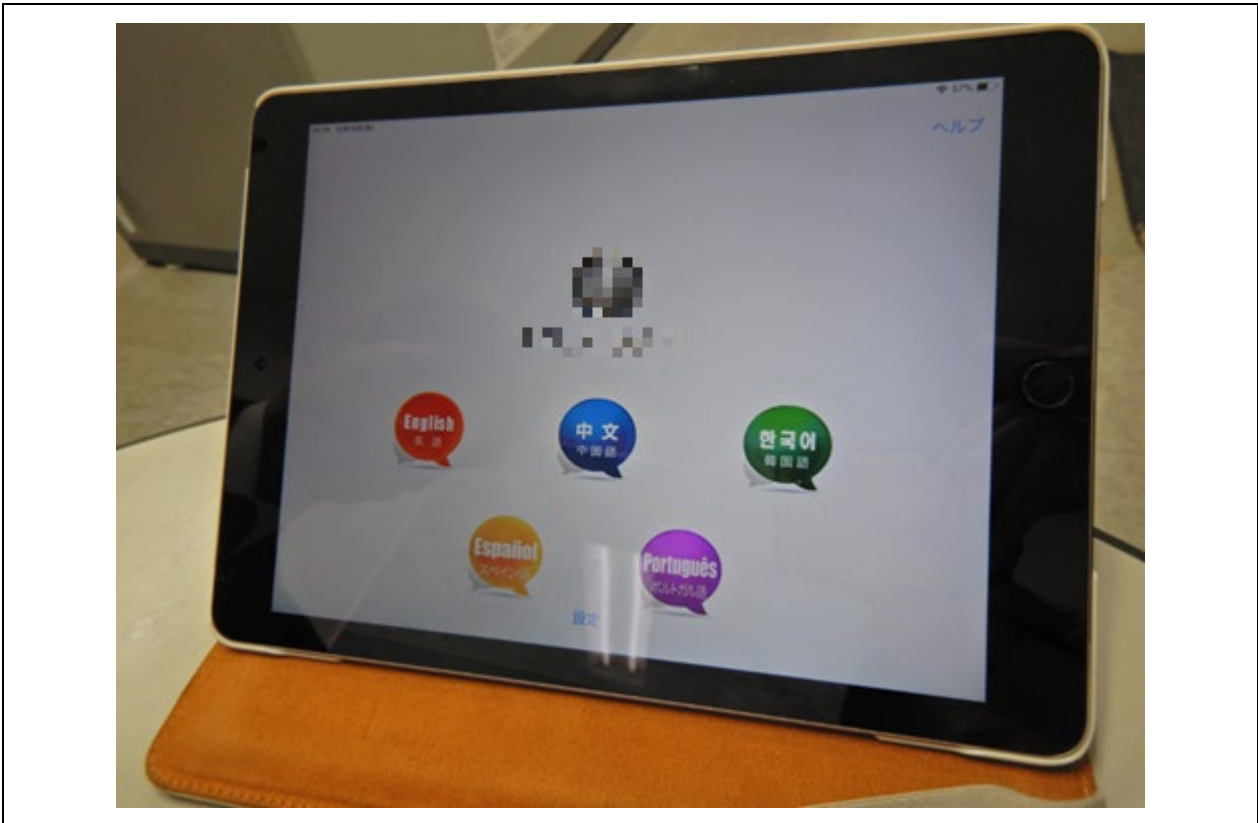
(注) 1 外国語が堪能なスタッフは配置しておらず、各言語版の説明資料と簡単な英語で対応。それ以外の言語での説明が必要な場合や、スタッフの説明や説明資料では十分理解していないと感じられた場合には、通話ダイヤル（グループの提携会社）により対応している。

2 年配の韓国人以外はほとんど英語での会話が可能なため、英語で足りるケースが多い。

3 スタッフが片言の英語で対応している。

(注) 当局の調査結果による。

図表 1- (2) - ⑨ 映像付きサポートデスクを用いた訪日外国人等との意思疎通の取組



(注) 当局の調査結果による。

図表 1-(2)-⑩ 対面翻訳機を用いた訪日外国人等との意思疎通の取組



受付スタッフが話した日本語を英語、中国語（簡体字/繁体字）、韓国語、タイ語に翻訳するとともに、当該4言語で話した内容を日本語に翻訳することが可能

(注) 当局の調査結果による。

図表 1-(2)-⑪ 訪日外国人等への貸渡しの説明資料

事業者名	1	2	3	4	5	14	合計
説明資料							
会社独自の説明資料（英語、中国語、韓国語）を使用しているもの	○ (注2)	○	○			○ (注2)	4
事務所が独自に作成した写真や図を加えたツール（英語、中国語、韓国語、タイ語）を使用しているもの				○ (注3)			1
既存の説明ツール（英語）を活用しているもの					○ (注4)		1

(注) 1 当局の調査結果による。

2 英語、中国語、韓国語のほか、タイ語の説明資料も作成

3 空港の周回路地図、事故発生時の対応方法、放置駐車違反、給油方法、パーキングメーターの使用方法、保険・補償制度の説明を記載

4 訪日外国人向けに日本の交通ルール等を紹介した一般社団法人日本自動車連盟（JAF）のウェブサイトへアクセスできるQRコードを掲載

図表 1-(2)-⑫ 発給している国際運転免許証のジュネーブ様式（フィリピン）



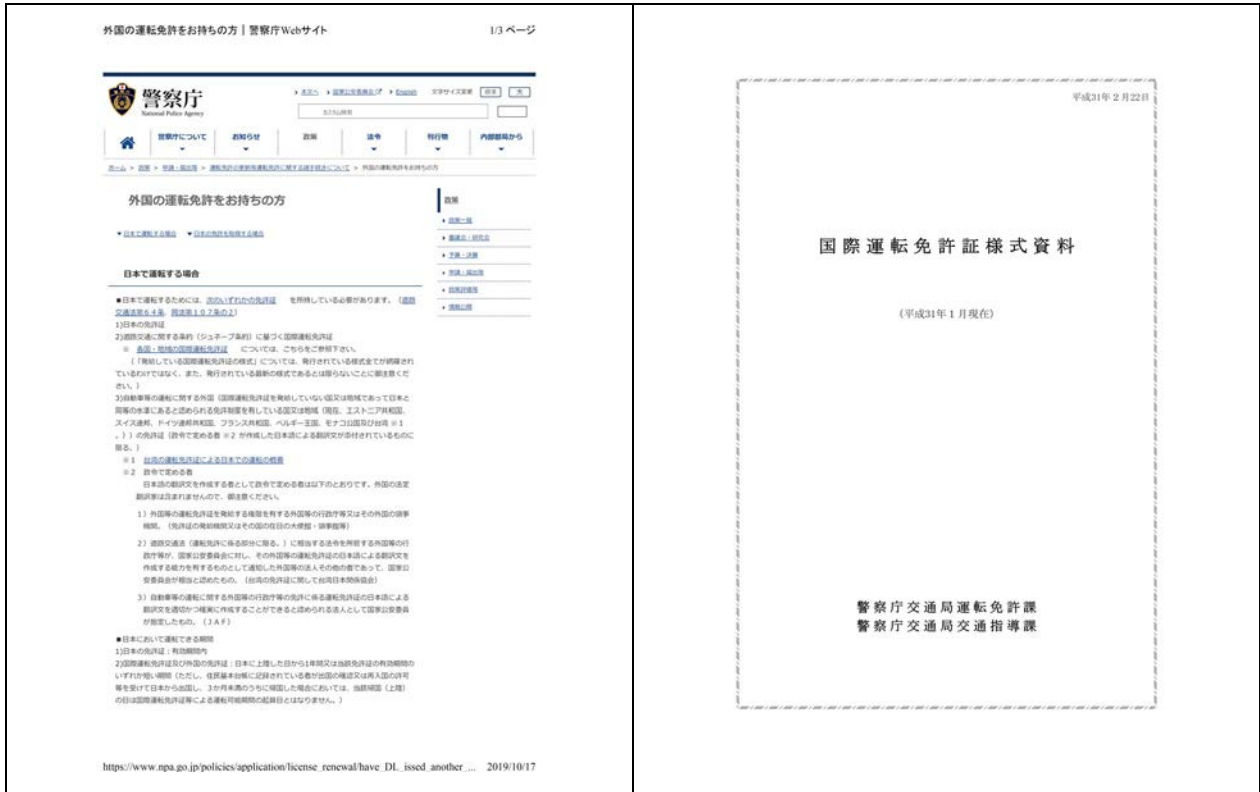
(注) 警察庁ウェブサイトによる。

図表 1-(2)-⑬ 国際・外国運転免許証を確認する時に参考としている資料

事業者名	1	2	3	4	5	14	合計
参考としている資料							
全国レンタカー協会作成の「日本国内で運転が認められる国際・外国運転免許証の確認ポイント(2014 又は 2019 年度版)」	○	○		○		○	4
警察庁提供資料「フィリピン当局発給の国際運転免許証の真正性を判断するポイント」	○	○	○				3
警察庁ホームページ掲載の「国際運転免許証様式資料」				○	○		2
会社独自又は各事業者のフランチャイズ本部が作成した国際運転免許証等の確認マニュアル			○				1

(注) 当局の調査結果による。

図表 1-(2)-⑭ 外国の運転免許をお持ちの方／国際運転免許証様式資料（平成 31 年 1 月現在）



(注) 警察庁ウェブサイトによる。

図表 1-(3)-① 訪日外国人等の日本の交通ルールに関する意識調査の概要

区分	内容
調査期間	令和元年 10 月 16 日～11 月 27 日
調査対象者	中部国際空港内の 4 事務所でレンタカーを利用する訪日外国人等
調査実施方法	貸渡し手続き中に事務所職員から調査対象者に調査票（注）を配布し、その場で記入してもらい回収 （注）英語、中国語（繁体字・簡体字）、韓国語及びタイ語に翻訳したものを作成
調査事項	次の 8 つの日本の主な交通ルール等の理解状況を選択式（クイズ形式）で質問 ① 走行車線の左右 ② 赤信号の際の左折の可否 ③ 「最高速度」標識 ④ 「一時停止」標識 ⑤ 「徐行」標識 ⑥ 「駐車禁止」標識 ⑦ 「車両進入禁止」標識 ⑧ ガソリンスタンドにおける給油ノズルの色と油種
回収数	117 人（香港 60 人、タイ 36 人、台湾 9 人、シンガポール 5 人、韓国 4 人、イタリア 1 人、マレーシア 1 人、マカオ 1 人）

図表 1-(3)-② 訪日外国人等の日本の交通ルール等に関する意識調査 調査票

※ 英語、中国語（繁体字・簡体字）、韓国語及びタイ語に翻訳したものを使用



Ministry of Internal Affairs
and Communications

日本の交通ルール等に関する意識調査

総務省 中部管区行政評価局

総務省では、中部国際空港においてレンタカーを利用する訪日外国人を対象として、日本の交通ルール等についての意識を調査しています。調査結果は、訪日外国人が日本でレンタカーをより安心して使えるようにするために利用します。記入していただいた用紙は、他の機関に提供しません。ご協力をお願いいたします。

問1 あなたの居住地（国・地域）を選んでください。該当するものに○をつけてください。

香港 台湾 韓国 シンガポール タイ
アメリカ その他（国・地域名： ）

問2 日本での運転回数は今回で何回目ですか。該当するものに○をつけてください。

初めて 2回 3回 4回 5～9回 10回以上

問3 あなたは日本語を読んで理解できますか。該当するものに○をつけてください。

できる できない

問4 日本における交通ルールとして、次の説明は正しいと思いますか。該当するものに○をつけてください。

① 自動車は、道路の右側を通行します。

（ 正しい ・ 正しくない ・ 分からない ）

② 赤信号の場合、左折できます。

（ 正しい ・ 正しくない ・ 分からない ）



問5 道路標識について、次の説明は正しいと思いますか。該当するものに○をつけてください。

- ①  ある場所では、50km/h以下で走行しなければならない。
(正しい ・ 正しくない ・ 分からない)
- ②  ある場所は、通行止めである。
(正しい ・ 正しくない ・ 分からない)
- ③  ある場所では、駐車してはならない。
(正しい ・ 正しくない ・ 分からない)
- ④  ある場所では、車両は進入禁止である。
(正しい ・ 正しくない ・ 分からない)
- ⑤  ある場所では、一時停止しなければならない。
(正しい ・ 正しくない ・ 分からない)

問6 日本のガソリンスタンドにおける燃料には、レギュラー (Regular)、ハイオク (Premium)、軽油 (Diesel) の3種類があります。レギュラーの給油ノズルの色は何色だと思いますか。

(緑色 ・ 黄色 ・ 赤色)



ご協力ありがとうございました。日本での滞在をお楽しみください。

図表 1-(3)-③ 訪日外国人等の日本の交通ルール等に関する意識調査 問いの答え

※ 英語、中国語（繁体字・簡体字）、韓国語及びタイ語に翻訳したものを使用



日本の交通ルール等に関する意識調査



問いの答え

総務省 中部管区行政評価局

この度は、当省の調査にご協力いただきありがとうございました。調査の中でお聞きした日本の交通ルールについて、問いの答えを解説しています。日本で運転をする前に今一度確認していただくと幸いです。

問4 日本における交通ルールについて

① 自動車は、道路の右側を通行します。

(正しい ・ **正しくない**)

【解説】 日本では、自動車は道路の中央から左の部分
を通行しなければなりません。




② 赤信号の場合、左折できます。

(正しい ・ **正しくない**)

【解説】 信号が赤色の時は、左折はできません。ただし、青色の矢印信号が出ている場合には矢印の方向へ進むことができます。




問5 道路標識について

①  がある場所では、50km/h 以下で走行しなければならない。

(**正しい** ・ 正しくない)

【解説】 この標識がある場合、示された速度を超えて運転してはいけません。また、標識で指定されていない場合、60km/h を超えて運転してはいけません。




②  がある場所は、通行止めである。

(正しい ・ **正しくない**)

【解説】 この標識がある場所では、停止線の直前（停止線がないときは、交差点の直前）で一時停止しなければなりません。




③  がある場所では、駐車してはならない。
 (正しい ・ **正しくない**)
 【解説】 この標識がある場所では、自動車がすぐ停止できるような速度で進まなければいけません。




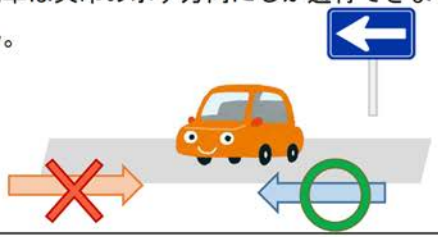
④  がある場所では、車両は進入禁止である。
 (正しい ・ **正しくない**)
 【解説】 この標識がある場所では、駐車してはいけません。



⑤  がある場所では、一時停止しなければならない。
 (正しい ・ **正しくない**)
 【解説】 この標識の方向からは、自動車は進入できません。



また、 の標識がある道路では、自動車は矢印の示す方向にしか通行できません。



問6 給油ノズルについて
 ○ 燃料には、レギュラー (Regular)、ハイオク (Premium)、軽油 (Diesel) の3種類があります。3種類の燃料は、給油ノズルの色で区別されています。
 レギュラー (Regular) は、
 (緑色 ・ 黄色 ・ **赤色**) です。

【解説】 ガソリンスタンドの給油ノズルの色は、次のようになっています。

赤色	黄色	緑色
レギュラー	ハイオク	軽油



ご協力ありがとうございました。日本での滞在をお楽しみください。



Ministry of Internal Affairs and Communications
Chubu Regional Administrative Evaluation Bureau
(總務省 中部管區行政評價局)

關於日本交通規則的意識調查

在總務省，對於在中部國際機場使用租車旅遊的外國人為對象，正在進行著關於日本交通規則等意識的調查。調查的結果是用在為了讓訪日外國人能更安心的使用租車服務。
您所填寫的內容調查表，不會提供給別的機關，請多多配合。

問題 1 請選擇您的居住地(國家・地區)，請在符合的項目上用○圈選。

香港 台灣 韓國 新加坡 泰國 美國

其他(國家・地區名:)

問題 2 在日本的駕駛次數這次是第幾次? 請在符合的項目上用○圈選。

初次 第 2 次 第 3 次 第 4 次 5~9 次 10 次以上

問題 3 您看了日文後能了解其意思嗎? 請在符合的項目上用○圈選。

可以 不可以

問題 4 您認為以下解釋作為日本的交通規則是否是正確的? 請在符合的項目上用○圈選。

① 汽車要行駛在道路的右邊。
(正確 ・ 不正確 ・ 不知道)

② 紅綠燈為紅燈時可以左轉。
 (正確 ・ 不正確 ・ 不知道)


問題 5 關於道路標誌，以下的說明您認為是否是正確的? 請在符合的項目上用○圈選。

① 在有標示  的地方，必須以時速 50 公里或更低的速度行駛。
(正確 ・ 不正確 ・ 不知道)

② 在有標示  的地方，是不能通行的。
(正確 ・ 不正確 ・ 不知道)

③ 在有標示  的地方，不可以路邊停車。
(正確 ・ 不正確 ・ 不知道)

④ 在有標示  的地方，車輛是禁止進入。
(正確 ・ 不正確 ・ 不知道)

⑤ 在有標示  的地方，必須要停車讓行。
(正確 ・ 不正確 ・ 不知道)

問題 6 對於在日本加油站的燃油，有無鉛 95 (Regular)、無鉛 98 (Premium)、柴油 (Diesel) 這三個種類，無鉛 95 (Regular) 的油槍你覺得應該是什麼顏色?
(綠色 - 黃色 - 紅色)



謝謝您的合作，希望您在日本玩的愉快。

关于日本交通规则的意识调查

在总务省，对于在中部国际机场使用租车旅游的外国人为对象，正在进行关于日本交通规则等意识的调查。调查的结果是用于为了让访日外国人能更安心的使用租车服务。
您所填写的内容调查表，不会提供给别的机关。请多多配合。

问题 1 请选择您的居住地(国家·地区)，请在符合的项目上用○圈选。

香港 台湾 韩国 新加坡 泰国 美国
其他国家·地区名: ()

问题 2 在日本的驾驶次数这次是第几次?请在符合的项目上用○圈选。

初次 第 2 次 第 3 次 第 4 次 5~9 次 10 次以上

问题 3 您看了日文後能了解其意思吗?请在符合的项目上用○圈选。

可以 不可以

问题 4 您认为以下解释作为日本的交通规则是否正确?请在符合的项目上用○圈选。

① 汽车要行驶在道路的右边。
(正确 · 不正确 · 不知道)
② 红绿灯为红灯时可以左转。
(正确 · 不正确 · 不知道)



问题 5 关于道路标志，以下的说明您认为是否正确?请在符合的项目上用○圈选。

① 在有标示  的地方，必须以时速 50 公里或更低的速度行驶。
(正确 · 不正确 · 不知道)
② 在有标示  的地方，是不能通行的。
(正确 · 不正确 · 不知道)
③ 在有标示  的地方，不可以路边停车。
(正确 · 不正确 · 不知道)
④ 在有标示  的地方，车辆是禁止进入。
(正确 · 不正确 · 不知道)
⑤ 在有标示  的地方，必须要停车让行。
(正确 · 不正确 · 不知道)

问题 6 对于在日本加油站的燃油，有无铅 95 (Regular)、无铅 98(Premium)、柴油 (Diesel)这三个种类，无铅 95 (Regular) 的油枪你觉得应该是什么颜色?

(绿色 · 黄色 · 红色)



感谢您的合作。希望您在日本玩的愉快。







 Ministry of Internal Affairs and Communications (กระทรวงการภายในและการสื่อสาร)
 Chubu Regional Administrative Evaluation Bureau


แบบสอบถามจิตสำนึกเกี่ยวกับเรื่องกฎจราจรในประเทศญี่ปุ่น ๙

กระทรวงการภายในและการสื่อสารกำลังสำรวจจิตสำนึกเกี่ยวกับเรื่องกฎจราจรในญี่ปุ่น โดยมีกลุ่มเป้าหมายเป็นชาวต่างชาติที่มาเยือนญี่ปุ่นและใช้บริการรถเช่าจาก Chubu Central International Airport ผลสำรวจนี้จะนำไปใช้ เพื่อให้ชาวต่างชาติที่มาเยือนญี่ปุ่นขับรถเช่าในญี่ปุ่นได้อย่างปลอดภัยยิ่งขึ้น มีดีนำไปใช้ในหน่วยงานอื่นแต่อย่างใด จึงขอความร่วมมือในการตอบแบบสอบถาม ณ โอกาสนี้

- โปรดเลือกที่อยู่อาศัย(ประเทศ ภูมิภาค)ของคุณ กรุณาวงกลมเลือกที่อยู่ของคุณ
 ชองกง ไต้หวัน เกาหลีใต้ สิงคโปร์ ไทย อเมริกา
 อื่นๆ(ประเทศ+ภูมิภาค:)
- จำนวนครั้งที่ขับรถในญี่ปุ่น ครั้งนี้เป็นครั้งที่เท่าไร กรุณาวงกลมเลือกที่อยู่ของคุณ
 ครั้งแรก ครั้งที่2 ครั้งที่3 ครั้งที่4 ครั้งที่5-9 มากกว่าครั้งที่10
- คุณอ่านภาษาญี่ปุ่นแล้วเข้าใจไหม กรุณาวงกลมเลือกที่อยู่ของคุณ
 เข้าใจ ไม่เข้าใจ
- ตามกฎจราจรในประเทศญี่ปุ่น คำอธิบายต่อไปนี้ถูกต้องหรือไม่ กรุณาวงกลมเลือกที่อยู่ของคุณ
 - 4-1 รถยนต์ แล่นทางขวาของถนน
 (ถูกต้อง ผิด ไม่ทราบ)
 - 4-2 กรณีไฟแดง สามารถเลี้ยวซ้ายได้
 (ถูกต้อง ผิด ไม่ทราบ)

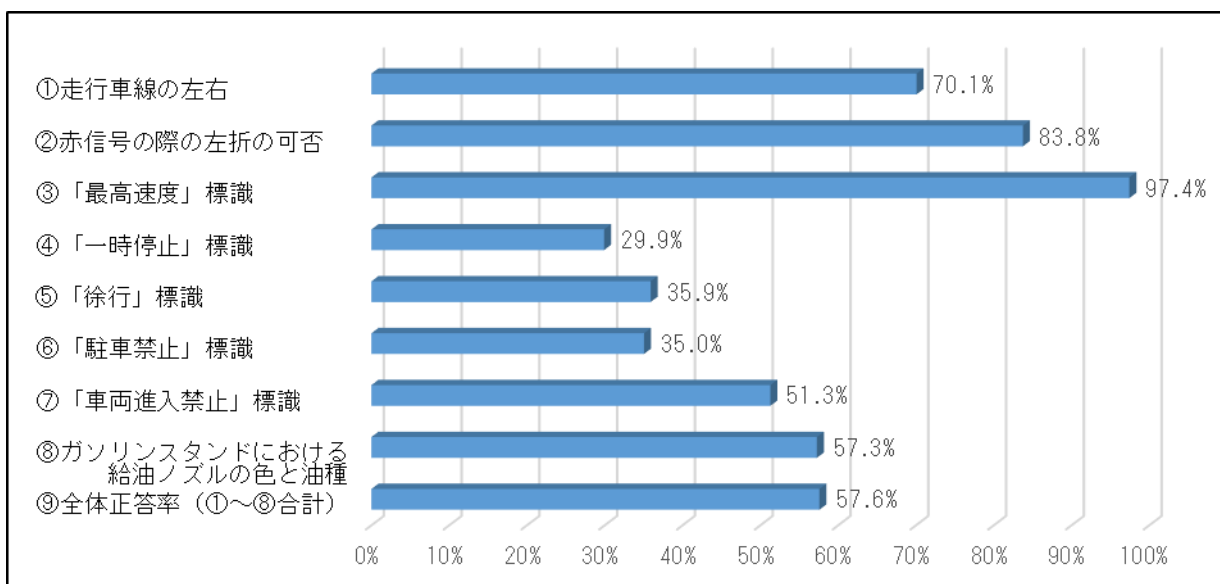


- เกี่ยวกับเครื่องหมาย(ป้าย)จราจร คำอธิบายต่อไปนี้ถูกต้องหรือไม่
 - 5-1 สถานะที่มิ  หมายถึงสองเข็มนาฬิกาไม่เกิน50กม./ชม.
 (ถูกต้อง ผิด ไม่ทราบ)
 - 5-2 สถานะที่มิ  หมายถึงห้ามเลี้ยวซ้าย
 (ถูกต้อง ผิด ไม่ทราบ)
 - 5-3 สถานะที่มิ  หมายถึงห้ามจอดรถ
 (ถูกต้อง ผิด ไม่ทราบ)
 - 5-4 สถานะที่มิ  หมายถึงห้ามยานพาหนะเข้า
 (ถูกต้อง ผิด ไม่ทราบ)
 - 5-5 สถานะที่มิ  หมายถึงต้องหยุดรถชั่วคราว(รูป)
 (ถูกต้อง ผิด ไม่ทราบ)
- ปั้มน้ำมันในญี่ปุ่น แบ่งเชื้อเพลิงเป็น3ประเภทที่เติร์ Regular, Premium และ Diesel ทราบว่าจำหน่ายน้ำมันRegularคืออะไร กรุณาวงกลมเลือกที่อยู่ของคุณ
 (สีเขียว สีเหลือง สีแดง)



ขอขอบพระคุณทุกท่านที่ให้ความร่วมมือ ขอให้สนุกกับการเดินทางท่องเที่ยวในประเทศญี่ปุ่น

図表 1- (3) -⑤ 訪日外国人等 (117 人) の日本の各交通ルール等の認知状況 (意識調査の設問別正答率)



(注) 当局の意識調査結果による。

図表 1- (3) -⑥ 日本のガソリンスタンドにおける主な油種区分と給油ノズルの色

主な油種区分	給油ノズルの色
レギュラー (ガソリン)	赤色
ハイオク (ガソリン)	黄色
軽油又はプレミアム軽油	緑色、黄緑

(注) 「顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所に係る運用について」(平成 10 年 3 月 13 日付け消防危第 25 号消防庁危険物規制課長通知) に基づき当局が作成した。

図表 1- (3) -⑦ 設問「レギュラーの給油ノズルの色は何色だと思いますか」に対する訪日外国人等 (117 人) の回答状況

回答区分	人数 (構成比)
正答 (赤色と回答) した者	67 人 (57.3%)
誤答した者	43 人 (36.8%)
うち黄色と回答した者	8 人 (6.8%)
うち緑色と回答した者	35 人 (29.9%)
無回答だった者	7 人 (6.0%)
全体	117 人 (100%)

(注) 1 当局の意識調査結果による。

2 構成比の数値は小数点第 2 位を四捨五入して算出したため、合計が 100%にならない。

図表1-3-⑧ 訪日外国人等（117人）の日本語の理解の有無別の正答率

区分	人数（構成比）	正答率
日本語を読んで理解できる	30人（25.6%）	59.2%
日本語を読んで理解できない	85人（72.6%）	56.5%
無回答	2人（1.7%）	81.3%
全体	117人（100%）	57.6%

（注）1 当局の意識調査結果による。

2 構成比の数値は小数点第2位を四捨五入して算出したため、合計が100%にならない。

図表1-3-⑨ 訪日外国人等（117人）の日本での運転回数別の正答率

日本での運転回数	人数（構成比）	正答率
初めて	18人（15.4%）	60.4%
2～4回目	44人（37.6%）	55.1%
5～9回目	27人（23.1%）	59.7%
10回以上	28人（23.9%）	57.6%
全体	117人（100%）	57.6%

（注）当局の意識調査結果による。

図表 1- (3) - ⑩ 訪日外国人等への貸渡しにおいて苦慮している事項

i) よくあるトラブル (貸渡し時又は貸渡し中)							
事業者名 よくあるトラブル内容	1	2	3	4	5	14	計
駐車違反 (迷惑駐車、私有地の駐車場や出入口前に路上駐車)	○	○	○			○	4
事故の対応	○	○	○			○	4
燃料の混油	○ (注3)	○	○	○			4
日本で認められていない国際運転免許証等の提示	○	○	○ (注4)			○	4
思っていた車と異なるため車種変更の申出		○		○			2
レンタカー会社の保険と顧客自身の保険の違い	○					○	2
運転免許証の有効期限切れ				○		○	2
貸出し場所の間違え						○	1
無断延長						○	1
外国人における事故の認識の違い		○ (注5)					1

ii) よくあるトラブル (返却時)							
事業者名 よくあるトラブル内容	1	2	3	4	5	14	計
事故を起こし、警察に届けられないまま返却される	○	○	○			○	4
返却が閉店時間に間に合わない	○						1
車内の汚れと臭い。チャイルドシートの汚れ	○						1

(注) 1 当局の調査結果による。

2 訪日外国人等への対応についての事業者調査の回答において、事業者が「よくある」と回答したものに○を付した。

3 年に数回。日本人でも軽自動車に軽油を給油するミスがある。

4 偽造とみられるフィリピンの国際運転免許証での貸渡しを断ると、本人は正当な免許証であると誤認しているため、貸渡しするよう 20~30 分程度粘られる。

5 事故相手があるのに、少々の衝突なら報告しない。事故時の外国人の説明が、事故相手の説明内容と異なるケースが多い。

図表 1-(4)-① 訪日外国人向けに日本の交通ルール等を紹介した一般社団法人日本自動車連盟 (JAF) のウェブサイトへアクセスできる QR コードを掲載した資料



- (注) 1 事業者の資料による。
2 無断転載、改編はご遠慮ください。

図表 1-(4)-② レンタカー事務所において日本の道路標識を多言語表示して掲示



- (注) 1 当局の調査結果による。
2 無断転載、改編はご遠慮ください。

図表 1-(4)-③ 月極駐車場等への無断駐車、油種の間違いを注意喚起するチラシ（一部）

“月極駐車場” This parking is not a coin operated parking space.
Please do not park a car at a monthly parking. It is a parking space for the fixed car only.
And please be careful there are cases when you park a car for hours at a convenience store's parking lot. Car stickers will report to the police.

Important Notice
Do not park your car like no parking area!
Illegal Parking Stickers are issued for leaving a car even just for a few minutes.
If you get an Illegal Parking Sticker, you must complete the formalities before returning a rented car.
You must report to the police station indicated on the sticker as though it is fraudulent and pay the fine.
If you leave an ordinary-sized car unattended in an area where parking and stopping are prohibited, you must pay a fine of 15,000 yen or more.
If you leave a medium and large-sized car unattended in an area where parking and stopping are prohibited, you must pay a fine of 30,000 yen or more.
We will charge you the following Illegal Parking Fee of 25,000 yen for ordinary-sized cars and 30,000 yen for medium and large-sized cars, as designated by our company.

Illegal Parking
Make sure to mark your car in the parking area when you leave the car.
NO PARKING and STOPPING NO PARKING
Name of the Policetaker
Address to File
25,000 yen for ordinary-sized cars designated by our company
30,000 yen for medium and large-sized cars designated by our company
In case an illegal parking sticker is attached to your car, you must report to a prescribed police station described on it and pay the fine at a bank or post office. You must give the receipt, which a bank or post office staff gives you, to our staff when you return the car. If the steps above are not done, we will charge you 25,000 yen or 30,000 yen as the penalty fine.

Petrol
All our rental cars have full tank of fuel at the time of rental, so we ask our renters to be responsible to fill the tank up before returning the car. You can also pay at the agreed return location for the gas based on the mileage traveled. There are several types of petrol. The type of petrol of your car is:
Regular It's a RED sign at petrol stations.
Diesel It's a BLUE or GREEN sign at petrol stations.
The price at petrol station is the SECOND cheapest.
The price at petrol station is the cheapest.
When you fill the tank up at a petrol station, PLEASE make sure that the type of petrol. If you fill up with wrong type of petrol, car will break down. In case of break down, the repair fee and wrecker truck fee is on your expense.

FOR SAFER DRIVING
Seat Belt Drivers and passengers must wear seat belts under Japanese law.
SRS Airbag doesn't work well without wearing Seat Belt in the case of an accident.
Car height Watch out for your car height in going through a tunnel, a gate or parking building, under a signboard or the eaves.
Mobile Phone Using a mobile phone in your driving is prohibited in the Japanese law.
Between two cars Keep a good distance from the car ahead.
Child Seat A child seat must be used for a child under 6-year-old under the Japanese law.

- (注) 1 事業者の資料による。
2 無断転載、改編はご遠慮ください。

図表 1-(4)-④ 事故があった時の対応方法等を周知するチラシ

If you cause a traffic accident

① Rescue of injured persons at the scene of the accident
If you injured in an accident please have a consult a doctor at a nearby hospital.

② Contact the police
If you had rental car played a trick or a hit & run accident causing by anyone, please contact the police.
Ensure you 110 is the police telephone anywhere in Japan with no area code.

③ Contact the location from where you picked up the car

(A contact address)
Tel: (+81-)
Business hours : 7:30~22:00 all the year round

Besides a time zone of business, call this number.
(Copyright)
Tel: +81-
Business hours : 24 hours everyday

English Information
(Toll free)
Business hours 8:00~20:00

- (注) 1 事業者の資料による。
2 無断転載、改編はご遠慮ください。

2 レンタカー事業に係る法令等の遵守対策

(1) レンタカー事業者に対する制度の周知等

調 査 結 果 等	説明図表番号
<p>【制度の概要等】</p> <p>ア 事業の許可</p> <p>レンタカー事業を行うには、道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条第1項に基づき、国土交通大臣の許可を受けなければならないとされており、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第52条により、許可申請書の記載事項等が定められている。</p> <p>また、レンタカー事業の許可に関する権限については、道路運送法施行令（昭和26年政令第250号）第4条第6項により地方運輸局長へ委任され、さらに、同条第7項により、地方運輸局長に委任された権限は、運輸監理部長又は運輸支局長に委任されている。</p> <p>イ 許可に対する条件</p> <p>国土交通省は、「貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡し（レンタカー）の取扱いについて」（平成7年6月13日付け自旅第138号国土交通省自動車局長通知。最終改正令和元年7月1日付け国自旅第48号。以下「自動車局長通知」という。）において、①許可基準、②許可に対する条件、③申請手続、④自家用マイクロバスの貸渡しを行う場合についての特例、⑤通達の運用に当たっての留意事項を示している。</p> <p>このうち、許可に対する条件について主なものを示すと、次のとおりである。</p> <p>(ア) 貸渡人の氏名・住所、貸渡料金等を変更したとき、貸渡しを廃止したときは遅滞なく届け出ること</p> <p>(イ) 貸渡自動車の増車・代替、事務所の名称・所在地の変更をしようとする場合には、あらかじめ届け出ること</p> <p>(ウ) 貸渡実績報告書及び事務所別車種別配置車両数一覧表（以下「年次報告」という。）を毎年提出すること</p> <p>また、上記（ア）・（イ）の届出に関し、国土交通省が定めている届出書（自家用自動車有償貸渡しに係る届出書）の様式において、「事務所の新設・廃止」も届出が必要な「変更事項」とされている。</p> <p>ウ 許可申請に関する運輸支局の審査基準</p> <p>今回、当局が調査対象とした2運輸支局においては、運輸支局がレンタカー事業の許可申請を審査するに当たっての基準（愛知運輸支局は「貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡し（レンタカー）許可申請に関する審査基準について」、岐阜運輸支局は「貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡し（レンタカー）の取扱いについて」）（以下「審査基準」という。）を定め、公示している。</p> <p>また、両運輸支局は、レンタカー事業の許可申請書の様式、事務所の新設・廃止等の場合の届出書の様式など、各種の手続に必要な様式を定めている。</p>	<p>図表2-(1)-① 図表2-(1)-②</p> <p>図表2-(1)-③</p> <p>図表2-(1)-④</p> <p>図表2-(1)-⑤</p>

<p>これら運輸支局が定めている許可申請の審査基準、各種の届出書等の様式は、概ね自動車局長通知に定める許可基準や許可に対する条件、国土交通省が定めている各種の届出書等の様式に準じた内容となっている。</p>	
<p>エ レンタカー事業に供する車両の点検整備</p>	
<p>(ア) 日常点検整備及び定期点検整備の実施</p>	
<p>道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づき、自動車の使用者は「日常点検整備」と「定期点検整備」を実施しなければならないとされている（第47条の2及び第48条）。</p>	<p>図表2-1-⑥</p>
<p>定期点検整備の間隔については、自動車の種別・用途等に応じて定められており、レンタカーに使用される乗用車については、6か月ごとの定期点検整備が義務付けられている（道路運送車両法第48条第1項第2号、自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）第3条第3項第2号）。</p>	<p>図表2-1-⑦</p>
<p>(イ) 整備管理者の選任及び選任届</p>	
<p>自動車の点検整備について、使用する自動車の台数が多い場合は、使用者自らが点検整備について管理することが困難となり、管理・責任体制が曖昧になるおそれがある。</p>	
<p>このため、このような場合には、使用者は、自動車の点検整備等に関する事項を処理させるため、一定の台数以上のものの使用の本拠ごとに、自動車の点検整備に関する実務の経験など一定の要件を備える者のうちから、整備管理者を選任しなければならないとされている（道路運送車両法第50条第1項）。</p>	<p>図表2-1-⑥ (再掲)</p>
<p>このうち、レンタカー事業については、乗車定員10人以下で車両総重量8トン未満の自家用自動車を10両以上使用している場合等には、使用の本拠ごとに、整備管理者の選任が必要とされている（道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第31条の3）。</p>	<p>図表2-1-⑧ 図表2-1-⑨</p>
<p>また、整備管理者を選任又は変更したときは、その日から15日以内に、地方運輸局長にその旨を届け出なければならないとされている（道路運送車両法第52条）。</p>	<p>図表2-1-⑥ (再掲)</p>
<p>(ウ) 点検・整備等の執行に係る基準に関する規程の策定</p>	
<p>整備管理者は、道路運送車両法施行規則第32条第1項に基づき、定期点検や整備、点検記録の管理などを行うこととされ、同条第2項に基づき、これらの事項の執行に係る基準に関する規程（以下「整備管理規程」という。）を定め、これに基づき、その業務を行うこととされている。</p>	<p>図表2-1-⑧ (再掲)</p>
<p>【調査結果】</p>	
<p>ア レンタカー事業者の法令等遵守状況</p>	
<p>中部運輸局管内（注）における、平成29年度末の事業者数は3,088であり、車両数は9万1,831台（うち乗用車4万5,389台）となっている。このうち、当局</p>	<p>図表2-1-⑩</p>

が調査対象とした愛知運輸支局管内には事業者数が 1,422、車両数が 4 万 5,647 台（うち乗用車 2 万 3,002 台）、岐阜運輸支局管内には事業者数が 472、車両数が 1 万 1,083 台（うち乗用車 5,667 台）となっている。

今回、当局が調査対象とした愛知県及び岐阜県内のレンタカー事業者（16 事業者）について、法令等の遵守状況を調査した結果、以下のような状況がみられた。

（注）福井県、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県

（7）無届けでの事務所新設

調査対象としたレンタカー事業者における店舗の設置状況を調査した結果、許可申請後に新たに事務所（店舗）を設けたにもかかわらず、自動車局長通知等に基づき必要な運輸支局への届出（事務所新設の届出）を行っていなかったとみられるものが 6 事業者みられた。

無届けで事務所の新設を行った理由について、4 事業者は、届出が必要であることを承知していなかった又は理解が不十分であったためとしている。

図表 2- (1) - ⑪

（4）整備管理者を未選任等

道路運送車両法第 50 条第 1 項に基づき整備管理者の選任が必要な 13 事業者（10 台以上の車両を配置している事務所がある事業者）について、整備管理者の選任状況等を調査した結果、5 事業者で、次のとおり不適切な事例がみられた。

- ① 整備管理者を選任していなかったもの 3 事業者
- ② 選任した整備管理者が転任した後、後任の整備管理者を選任していなかったもの 1 事業者
- ③ 整備管理者を選任しているが、一部の事務所について選任届が提出されていなかったもの 1 事業者

整備管理者が未選任等であった理由について、4 事業者は、整備管理者制度について承知していなかった又は理解が不十分であったためとしている。

図表 2- (1) - ⑫

（ウ）整備管理規程を未策定

整備管理者を選任している事業者（後任未選任、一部未届を含む。）10 事業者について、道路運送車両法施行規則第 32 条第 2 項に基づく整備管理規程の策定状況を調査した結果、未策定のものが 8 事業者みられた。

未策定であった理由について、いずれの事業者も、同規程を策定しなければならないことについて承知していなかったためとしている。

イ レンタカー事業者に対する制度の周知措置等の取組状況

上記アのとおり、レンタカー事業者において法令等違反が生じている原因の多くが、制度を承知していなかった又は理解が不十分であったことによるものである。このため、レンタカー事業に関する基本的な通知の伝達や、研修会の開催などにより、事業者に対する制度の周知を行うことが必要であると考えられる。

このような観点から、調査対象の 2 運輸支局におけるレンタカー事業者に対する制度の周知措置の取組状況を調査した結果、以下のとおり、十分とは言えない

状況となっている。

(7) 各種通知等の提供

2 運輸支局におけるレンタカー事業に係る通知等の事業者への周知状況を調査した結果、管内のレンタカー協会に通知等をその都度送付（レンタカー協会が会員事業者に送付）している一方、非会員事業者に対しては、一部の通知を除き送付していなかった。その理由について、2 運輸支局ともに、レンタカーに関する業務の担当者は旅客自動車運送事業などの業務も兼務し業務量が多い中、多数のレンタカー事業者個々に通知等を送付することが困難であるためとしている。

なお、当局が調査した時点で2 レンタカー協会の加入事業者数は、愛知県レンタカー協会で 79、岐阜県レンタカー協会で 54 となっており、平成 29 年度末の全事業者数（愛知県 1,422、岐阜県 472）と比較すると、協会加入事業者数は少数となっている。

図表 2- (1) - ⑬

(イ) 事業者に対する研修の実施

平成 26 年度以降の 2 運輸支局における研修の開催状況を調査した結果、2 運輸支局ともに、レンタカー事業における遵守事項や車両の点検整備などについての研修会を 1 回ずつ開催しているのみである。その理由について、2 運輸支局は、レンタカー事業に関する制度改正が少なく周知すべき事項はあまりないこと、レンタカー事業における問題もほぼ発生していないことから、毎年行う必要性は乏しいと考えているためとしている。

図表 2- (1) - ⑭

(ウ) 各種届出受理時における制度説明及びその励行の指導

レンタカー事業に関する制度の周知機会として、運輸支局がレンタカー事業者から各種届出を受理した際に、当該届出に関連する制度を説明し、その励行を指導することが可能である。

しかし、当局が調査対象としたレンタカー事業者における各種届出の状況を調査した結果、下記のとおり、運輸支局において、届出受理時に関連制度を説明し、その励行を指導することが可能であったにもかかわらず、これが十分に行われていないと考えられる事例がみられた。

① 事務所新設の届出受理時における整備管理者制度の説明・指導

中部運輸局管内の運輸支局では、レンタカー事業者が事務所の新設の届出を行う際に、事務所別車種別配置車両数一覧表を添付することとしており、これにより、整備管理者の選任が必要な事務所（乗用車 10 台以上を配置等）を確認した場合は、整備管理者の選任及び届出が必要である旨の教示を行っているとしている。

しかし、当局が調査対象としたレンタカー事業者の中には、最近（平成 31 年 4 月）、事務所の新設を運輸支局へ届け出た際に添付した事務所別車種別配置車両数一覧表に車両数「乗用車 10 台」と記載しているが、整備管理者が未選任となっていた事例がみられた。その原因について、当該事業者は、整備管理者制度について承知していなかったとしており、事務所新設の届出受理

図表 2- (1) - ⑮

<p>時における運輸支局の説明・指導が徹底していなかったものとみられる。</p> <p>② 整備管理者選任届受理時における整備管理規程制度の説明・指導 道路運送車両法等の関係法令では、整備管理規程の運輸支局への届出等は義務付けられていない。</p> <p>しかし、整備管理者を選任した事業者は整備管理規程の策定を義務づけられていることから、運輸支局が整備管理者選任届を受理した際に、整備管理規程の提示を求め、未策定の事業者には同規程の説明及び策定指導を行うことが可能である。</p> <p>一方、前記のとおり、当局が調査対象としたレンタカー事業者で整備管理者を選任している10事業者のうち8事業者が整備管理規程を策定していないこと、最近（令和元年9月又は10月）、運輸支局に整備管理者の選任届を提出した2事業者でも整備管理規程については承知していないとしていることから、整備管理規程の策定励行のため、整備管理者選任届受理時に、運輸支局が同規程について説明し、策定を指導することが必要な状況となっている。</p> <p>【所見】</p> <p>したがって、中部運輸局は、レンタカー事業者における法令等違反の状態を是正する観点から、運輸支局に指示して、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 今回当局が指摘した法令等違反事項について、法令等違反の状態が速やかに是正されるよう必要な措置を講ずること。また、法令等違反の事実及びその原因について、レンタカー協会非会員事業者を含めて周知し、注意喚起するとともに、今後発出される通知等についても、レンタカー協会非会員事業者を含めた周知措置を講ずること。</p> <p>② 今後、運輸支局が法令等違反の事実を把握したときは、違反事業者に対する是正措置を講ずるほか、当該違反事項に関連した法令等の制度内容に関する研修を随時開催するなど再発防止のための措置を講ずること。</p> <p>③ 整備管理者選任届の受理時に整備管理規程の策定状況を確認し、未策定の事業者には同制度を説明して策定指導を行うなど、許可や届出の機会を捉えて関連する制度について説明する機会を設け、事業者において法令等が遵守されるよう取り組むこと。</p>	<p>図表2-（1）-⑩</p>
--	------------------

図表 2- (1) -① 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）（抜粋）

（有償貸渡し）

第 80 条 自家用自動車は、国土交通大臣の許可を受けなければ、業として有償で貸し渡してはならない。ただし、その借受人が当該自家用自動車の使用者である場合は、この限りでない。

2 国土交通大臣は、自家用自動車の貸渡しの態様が自動車運送事業の経営に類似していると認める場合を除くほか、前項の許可をしなければならない。

図表 2- (1) -② 道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）（抜粋）

（有償貸渡しの許可申請）

第 52 条 法第 80 条第 1 項の規定により、貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡しの許可を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した自家用自動車貸渡許可申請書を提出するものとする。

- 一 貸渡人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 貸渡人の事務所の名称及び所在地
- 三 貸渡しの実施計画
- 四 貸渡しを必要とする理由

2 前項の申請書には、貸渡しをしようとする自家用自動車の貸渡料金及び貸渡約款を記載した書類を添付するものとする。

図表 2- (1) -③ 道路運送法施行令（昭和 26 年政令第 250 号）（抜粋）

（自家用自動車の使用に関し都道府県等の処理する事務等）

第 4 条 （略）

2～5 （略）

6 法第 5 章に規定する国土交通大臣の権限（法第 81 条第 2 項において準用する法第 41 条第 3 項及び第 4 項に規定するもの並びに第 1 項の規定により当該権限に属する事務を指定都道府県等の長が行うこととされるものを除く。）は、地方運輸局長に委任する。

7 前項の規定により地方運輸局長に委任された権限は、運輸監理部長又は運輸支局長に委任する。

（注）下線は当局が付した。

図表 2- (1) -④ 「貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡し（レンタカー）の取扱いについて」（平成 7 年 6 月 13 日付け自旅第 138 号）（抜粋）

<p>1. 許可基準について （略）</p> <p>2. 許可に対する条件 許可は、次の例により条件を付すること。</p> <p>(1) <u>次に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく主たる事務所の所在地を管轄する運輸支局長、運輸監理部長又は陸運事務所長（以下、単に「運輸支局長」という。）に届け出なければならない。</u></p> <p>ア 貸渡人の氏名又は名称及び住所 イ 法人の役員 ウ 貸渡料金及び貸渡約款 エ 貸渡しの廃止</p> <p>(2) 貸渡自動車の増車若しくは代替（配置事務所別車種別の車両数の変更を伴う場合に限る。以下同じ。）又は<u>事務所の名称若しくは所在地の変更</u>をしようとする者は、<u>あらかじめ、当該貸渡自動車の車種別の数、配置事務所等又は変更後の事務所の名称若しくは所在地を当該車両の配置事務所又は当該事務所の所在地を管轄する運輸支局長に主たる事務所に係る許可証の写し（当該運輸支局長の許可を受けている場合を除く。）を添えて、届け出なければならない。</u>なお、貸渡自動車の車種は以下の車種区分によることとする。</p> <p>①自家用乗用車 ②自家用マイクロバス（乗車定員 29 人以下であり、かつ、車両長が 7m以下の車両に限る。） ③自家用トラック ④特種用途自動車 ⑤二輪車</p> <p>(3) 自家用バス（乗車定員 30 人以上又は車両長が 7mを超える車両に限る。）及び霊柩車の貸渡しを行ってはならない。</p> <p>(4) 自家用のマイクロバス（乗車定員が 29 人以下であり、かつ車両長が 7m以下の車両に限る。）の貸渡しを行う場合は、4. の要件を満たさなければならない。</p> <p>(5) レンタカー型カーシェアリング（道路運送法第 80 条第 2 項の許可を受け、会員制により特定の借受人に対して、自家用自動車を業として貸渡すことをいう。以下同じ。）を環境に配慮した車両を使用して行おうとする場合は、あらかじめ、当該貸渡自動車の配置事務所の所在地を主たる事務所の所在地を管轄する運輸支局長に届け出なければならない。この場合において、対象となる貸渡自動車等は以下のとおりとする。</p> <p>① 想定される車両</p> <ul style="list-style-type: none"> ・天然ガス自動車（CNG 自動車） ・電気自動車 ・ハイブリッド車 ・メタノール自動車 ・低燃費かつ低排出認定車 ・アイドリング・ストップ車 <p>② ①に例示する車両を使用しない場合においては、アイドリングストップの励行等エコドライブにつ</p>
--

いて会員に研修・啓蒙を行う計画を作成・実施すること。

- (6) 「レンタカー事業者が行う運転者に係る情報提供のあり方について」(平成16年3月16日付け国自旅第234号)により運転者に係る情報提供を行うほか、貸渡しに附随した運転者の労務供給(運転者の紹介及びあっせんを含む。)を行ってはならず、その旨を事務所において公衆の見やすいように掲示しなければならない。
- (7) 自動車の貸渡しのため、自己の名義を他人に利用させてはならない。
- (8) 貸渡料金及び貸渡約款は、事務所において公衆の見やすいように掲示しなければならない。
- (9) 貸渡自動車とその配置事務所に存するか、それ以外の事務所に一時的に存するかにかかわらず、当該配置事務所において貸渡し状況、整備状況等車両の状況を把握し、適確な管理を実施しなければならない。
- なお、(5)のレンタカー型カーシェアリングを行う場合であって、IT等の活用により車両の貸渡し状況、整備状況等車両の状況を適確に把握することが可能であると認められるときには、この限りでない。
- (10) 別記1の事項を記載する貸渡簿を備え、貸渡しの状況を的確に記録するとともに、少なくとも2年間以上保存しなければならない。
- (11) レンタカー型カーシェアリングの場合を除き、借受人には、別記2の事項を記載した貸渡証を交付し、貸渡自動車の運転者にこれを携行するように指示しなければならない。
- (12) 前年の4月1日から3月31日までの期間に係る様式1の「貸渡実績報告書」並びに前年度の6月30日、9月30日、12月31日及び3月31日における「事務所別車種別配置車両数一覧表」を毎年5月31日までに主たる事務所の所在地を管轄する運輸支局長あてに提出しなければならない。
- (13) 貸渡人が道路運送法、貨物自動車運送事業法及び道路運送車両法並びに本条件に違反したときは、貸渡自動車の貸渡しを停止させ、又は許可を取り消すことがある。

3. 申請手続き

(略)

4. 自家用マイクロバスの貸渡しを行う場合についての特例

(略)

5. 通達の運用に当たっての留意事項

(略)

[別記1]

貸渡簿(貸渡原票を綴ったものによって、貸渡簿に代えることができる。)の記載事項については、次のとおりとする。

ア 借受人の氏名又は名称及び住所

イ 運転者の氏名、住所、運転免許の種類及び運転免許証の番号

ウ 貸渡自動車の登録番号又は車両番号

エ 貸渡日時及び時間

オ 貸渡事務所、返還事務所

カ 運行区間又は行先及び利用者人数並びに使用目的(自家用マイクロバスの貸渡しを行う場合に限る。)

キ 走行キロ数

- ク 貸渡料金
- ケ 事故に関する事項

[別記2]

貸渡証の記載事項については、次のとおりとする。

- ア 借受人の氏名又は名称及び住所
- イ 運転者の氏名、住所、運転免許の種類及び運転免許証の番号
- ウ 貸渡自動車の登録番号又は車両番号
- エ 貸渡日時及び時間
- オ 貸渡事務所、返還事務所
- カ 貸渡人の氏名又は名称及び住所
- キ 次の遵守事項
 - (ア)「運行中必ず携帯し、警察官又は地方運輸局若しくは運輸支局の職員の請求があったときは、呈示しなければならない」旨の記載
 - (イ)「自動車の借受けに付随して、貸渡人から運転者の労務供給（運転者の紹介及び斡旋を含む。）を受けられない旨の記載
 - (ウ)貸渡自動車に係る事故及び故障等が発生した場合の処置（処置方法、連絡先等）に関する記載
 - (エ)「貸渡期間が2日以上となる場合には、日常点検を借受人が実施することとなる」旨の記載

(注) 下線は当局が付した。

図表2-(1)-⑤ 「自家用自動車有償貸渡しに係る届出書」 (様式) (抜粋)

令和 年 月 日																							
運輸局	運輸支局長	殿																					
住 所																							
氏名又は名称		印																					
代 表 者 名																							
連 絡 先																							
自家用自動車有償貸渡しに係る届出書																							
自家用自動車の貸渡しについて、下記のとおり変更 (する した) のでお届けします。																							
記																							
1. 貸渡人の氏名又は名称及び住所																							
2. 変更事項 (該当番号を○印すること。)																							
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">1. 貸渡人の氏名又は名称</td> <td style="width: 33%;">2. 貸渡人の住所</td> <td style="width: 33%;">3. 法人の役員</td> </tr> <tr> <td>4. 事務所の名称</td> <td>5. 事務所の所在地</td> <td><u>6. 事務所の新設・廃止</u></td> </tr> <tr> <td>7. 貸渡料金</td> <td>8. 貸渡約款</td> <td>9. 増車 (※マイクロバス・その他)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">10. 代替 (配置事務所別車種別の車両数の変更を伴うもの)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">11. レンタカー型カーシェアリングの実施・廃止 (レンタカー型カーシェアリングを初めて実施する、又は全てを廃止する場合)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">12. レンタカー型カーシェアリング (ワンウェイ方式) の実施・廃止 (ワンウェイ方式のレンタカー型カーシェアリングを初めて実施する、又は全てを廃止する場合)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">13. 配置車両のワンウェイ方式への移行・ワンウェイ方式の中止</td> </tr> </table>			1. 貸渡人の氏名又は名称	2. 貸渡人の住所	3. 法人の役員	4. 事務所の名称	5. 事務所の所在地	<u>6. 事務所の新設・廃止</u>	7. 貸渡料金	8. 貸渡約款	9. 増車 (※マイクロバス・その他)	10. 代替 (配置事務所別車種別の車両数の変更を伴うもの)			11. レンタカー型カーシェアリングの実施・廃止 (レンタカー型カーシェアリングを初めて実施する、又は全てを廃止する場合)			12. レンタカー型カーシェアリング (ワンウェイ方式) の実施・廃止 (ワンウェイ方式のレンタカー型カーシェアリングを初めて実施する、又は全てを廃止する場合)			13. 配置車両のワンウェイ方式への移行・ワンウェイ方式の中止		
1. 貸渡人の氏名又は名称	2. 貸渡人の住所	3. 法人の役員																					
4. 事務所の名称	5. 事務所の所在地	<u>6. 事務所の新設・廃止</u>																					
7. 貸渡料金	8. 貸渡約款	9. 増車 (※マイクロバス・その他)																					
10. 代替 (配置事務所別車種別の車両数の変更を伴うもの)																							
11. レンタカー型カーシェアリングの実施・廃止 (レンタカー型カーシェアリングを初めて実施する、又は全てを廃止する場合)																							
12. レンタカー型カーシェアリング (ワンウェイ方式) の実施・廃止 (ワンウェイ方式のレンタカー型カーシェアリングを初めて実施する、又は全てを廃止する場合)																							
13. 配置車両のワンウェイ方式への移行・ワンウェイ方式の中止																							
※ マイクロバスの増車届出及びレンタカー型カーシェアリング (ワンウェイ方式) に使用する車両については、 「5. 確認事項」について記載のこと。																							
3. 変更事項の新旧 (新設・役員増員・増車は「新」欄のみ、役員減員・廃止は「旧」欄のみ記入。)																							
(略)																							
4. 変更年月日																							
令和 年 月 日																							
5. (以下略)																							

(注) 1 「「貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡し (レンタカー) の取扱いについて」の一部改正に伴う申請書様式の改訂について」 (令和元年7月1日付け地方運輸局自動車交通部長等宛て国土交通省自動車局旅客課地域交通室長事務連絡) 添付の様式による。
 2 下線は当局が付した。

図表 2- (1) - ⑥ 道路運送車両法 (昭和 26 年法律第 185 号) (抜粋)

(使用者の点検及び整備の義務)

第 47 条 自動車の使用者は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備をすることにより、当該自動車を保安基準に適合するように維持しなければならない。

(日常点検整備)

第 47 条の 2 自動車の使用者は、自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に、国土交通省令で定める技術上の基準により、灯火装置の点灯、制動装置の作動その他の日常的に点検すべき事項について、目視等により自動車を点検しなければならない。

2 次条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる自動車の使用者又はこれらの自動車を運行する者は、前項の規定にかかわらず、一日一回、その運行の開始前において、同項の規定による点検をしなければならない。

3 自動車の使用者は、前 2 項の規定による点検の結果、当該自動車が保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合しない状態にあるときは、保安基準に適合しなくなるおそれをなくするため、又は保安基準に適合させるために当該自動車について必要な整備をしなければならない。

(定期点検整備)

第 48 条 自動車 (小型特殊自動車を除く。以下この項、次条第 1 項及び第 54 条第 4 項において同じ。) の使用者は、次の各号に掲げる自動車について、それぞれ当該各号に掲げる期間ごとに、点検の時期及び自動車の種別、用途等に応じ国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。

一 自動車運送事業の用に供する自動車及び車両総重量 8 トン以上の自家用自動車その他の国土交通省令で定める自家用自動車 3 月

二 道路運送法第 78 条第 2 号に規定する自家用有償旅客運送の用に供する自家用自動車 (国土交通省令で定めるものを除く。)、同法第 80 条第 1 項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車 その他の国土交通省令で定める自家用自動車 (前号に掲げる自家用自動車を除く。) 6 月

三 前 2 号に掲げる自動車以外の自動車 1 年

2 前条第 3 項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第 3 項中「前 2 項」とあるのは、「前項」と読み替えるものとする。

(点検整備記録簿)

第 49 条 自動車の使用者は、点検整備記録簿を当該自動車に備え置き、当該自動車について前条の規定により点検又は整備をしたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 点検の年月日

二 点検の結果

三 整備の概要

四 整備を完了した年月日

五 その他国土交通省令で定める事項

2 自動車 (第 58 条第 1 項の検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。以下この項において同じ。) の使用者は、当該自動車について分解整備 (原動機、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、緩衝装置又は連結装置を取り外して行う自動車の整備又は改造であって国土交通省令で定めるものをいう。以下同じ。) をしたときは、遅滞なく、前項の点検整備記録簿に同項第 3 号から第 5 号までに掲げる事項を記載しなければならない。ただし、前条第 2 項において準用する第 47 条の 2 第 3 項の規定による必要な整備として当該分解整備をしたとき及び第 78 条第 4 項の自動車分解整備事業者が当該分解整備を実施したときは、この限りでない。

3 点検整備記録簿の保存期間は、国土交通省令で定める。

(整備管理者)

第 50 条 自動車の使用者は、自動車の点検及び整備並びに自動車車庫の管理に関する事項を処理させるため、自動車の点検及び整備に関し特に専門的知識を必要とすると認められる車両総重量 8 トン以上の自動車その他の国土交通省令で定める自動車であって国土交通省令で定める台数以上のものの使用の本拠ごとに、自動車の点検及び整備に関する実務の経験その他について国土交通省令で定める一定の要件を備える者のうちから、整備管理者を選任しなければならない。

2 前項の規定により整備管理者を選任しなければならない者（以下「大型自動車使用者等」という。）は、整備管理者に対し、その職務の執行に必要な権限を与えなければならない。

第 51 条 削除

(選任届)

第 52 条 大型自動車使用者等は、整備管理者を選任したときは、その日から 15 日以内に、地方運輸局長にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも同様である。

(注) 下線は当局が付した。

図表 2- (1) - ⑦ 自動車点検基準 (昭和 26 年運輸省令第 70 号) (抜粋)

第 3 条 1~2 (略)

3 法第 48 条第 1 項第 2 号の国土交通省令で定める自家用自動車は、次に掲げる自動車とする。

一 道路運送法第 78 条第 2 号に規定する自家用有償旅客運送の用に供する自家用自動車（前項に規定するものを除く。）

二 道路運送法第 80 条第 1 項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車

三~八 (略)

(注) 下線は当局が付した。

図表 2- (1) - ⑧ 道路運送車両法施行規則 (昭和 26 年運輸省令第 74 号) (抜粋)

(整備管理者の選任)

第 31 条の 3 法第 50 条第 1 項の国土交通省令で定める自動車は、次の各号に掲げるものとし、同項の国土交通省令で定める台数は、当該各号に定める台数とする。

一 乗車定員 11 人以上の自動車 (次号に掲げる自動車を除く。) 1 両

二 乗車定員 11 人以上 29 人以下の自家用自動車 (道路運送法 (昭和 26 年法律第 183 号) 第 80 条第 1 項の許可に係るものを除く。) 2 両

三 乗車定員 10 人以下で車両総重量 8 トン以上の自家用自動車及び乗車定員 10 以下の自動車運送事業の用に供する自動車 5 両

四 貨物軽自動車運送事業の用に供する自動車及び乗車定員 10 人以下で車両総重量 8 トン未満の自家用自動車であって、第 2 号の許可に係るもの 10 両

(整備管理者の資格)

第 31 条の 4 法第 50 条第 1 項の自動車の点検及び整備に関する実務経験その他について国土交通省令で定める一定の要件は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、法第 53 条に規定する命令により解任され、解任の日から 2 年 (前条第 1 号又は第 2 号の規定の適用を受けて選任される整備管理者にあっては、5

年)を経過しない者でないこととする。

- 一 整備の管理を行おうとする自動車と同種類の自動車の点検若しくは整備又は整備の管理に関して2年以上実務の経験を有し、地方運輸局長が行う研修を修了した者であること。
- 二 自動車整備士技能検定規則(昭和26年運輸省令第71号)の規定による1級、2級又は3級の自動車整備士技能検定に合格した者であること。
- 三 前2号に掲げる技能と同等の技能として国土交通大臣が告示で定める基準以上の技能を有すること。

(整備管理者の権限等)

第32条 法第50条第2項の規定により整備管理者に与えなければならない権限は、次のとおりとする。

- 一 法第47条の2第1項及び第2項に規定する日常点検の実施方法を定めること。
 - 二 前号の点検の結果に基づき、運行の可否を決定すること。
 - 三 法第48条第1項に規定する定期点検を実施すること。
 - 四 第1号及び前号の点検のほか、随時必要な点検を実施すること。
 - 五 第1号、第3号又は前号の点検の結果必要な整備を実施すること。
 - 六 第3号の点検及び前号の整備の実施計画を定めること。
 - 七 法第49条第1項の点検整備記録簿その他の点検及び整備に関する記録簿を管理すること。
 - 八 自動車車庫を管理すること。
 - 九 前各号に掲げる事項を処理するため、運転者、整備員その他の者を指導し、又は監督すること。
- 2 整備管理者は、前項に掲げる事項の執行に係る基準に関する規程を定め、これに基づき、その業務を行わなければならない。

第32条の2 削除

(整備管理者の選任届)

第33条 法第52条の規定による届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所
 - 二 届出者が自動車運送事業者であるかどうかの別
 - 三 整備管理者の選任に係る自動車の使用の本拠の名称及び位置
 - 四 第31条の3各号に掲げる自動車の数
 - 五 整備管理者の氏名及び生年月日
 - 六 第31条の4各号のうち前号の者が該当するもの
 - 七 整備管理者の兼職の有無(兼職がある場合は、その職名及び職務内容)
- 2 前項の届出書には、同項第5号の者が同項第6号に掲げる者に該当すること及び法第53条に規定する命令により解任され、解任の日から2年(第31条の3第1号又は第2号の規定の適用を受けて選任される整備管理者にあっては、5年)を経過しない者でないことを信じさせるに足る書面を添付しなければならない。

(注) 下線は当局が付した。

図表 2- (1) - ⑨ 整備管理者の選任が必要なレンタカー事業者

自動車の種類	選任が必要となる台数（使用の本拠ごと）
バス(乗車定員 11 人以上の自動車)	1 台以上
大型トラック等(車両総重量 8 トン以上)	5 台以上
その他の自動車	10 台以上

(注) 道路運送車両法第 50 条第 1 項及び同法施行規則第 31 条の 3 に基づき、当局が作成した。

図表 2- (1) - ⑩ 中部運輸局管内のレンタカー事業者数及び車両数（平成 30 年 3 月 31 日現在）
（単位：事業者、台）

運輸支局	レンタカー事業者数	レンタカー車両数	
			うち乗用車
愛知運輸支局	1, 422	45, 647	23, 002
静岡運輸支局	591	19, 967	8, 911
岐阜運輸支局	472	11, 083	5, 667
三重運輸支局	427	10, 229	5, 270
福井運輸支局	176	4, 905	2, 539
計	3, 088	91, 831	45, 389

(注) 中部運輸局提出資料に基づき、当局が作成した。

図表 2- (1) - ⑪ 無届けで事務所の新設を行っていると思われる事例

事例	事例の概要	届出を行っていない理由 （事業者の説明）
1	平成 29 年頃に新設した 2 店舗について、運輸支局の事業者台帳に記載されておらず、新設の届出が行われていないおそれがある。	届出を行ったはずと考えているが、届出されていないとすれば、当時の担当者が、届出の必要性を失念していたためかもしれない。
2	許可以降に増設した 4 店舗のうち 2 店舗は運輸支局の事業者台帳に記載がなく、新設の届出が行われていない。	事務所の新設について、店舗ごとに届出を行っており、本社は届出制度を承知していなかった。
3	平成 22 年に 2 店舗でレンタカー事業を開始した後、26 年に 1 店舗を新設した。しかし、同店舗の新設の届出を行っていない。	フランチャイズに加盟しているので、行政への手続等はフランチャイズ本部が行うものと考えており、会社としては届出制度を承知していなかった。
4	営業中の 4 店舗のうち、最近新設した 2 店舗について、運輸支局の事業者台帳に記載されておらず、新設の届出が行われていないおそれがある。	フランチャイズ本部が届け出たはずであるが、控え等の資料はない。
5	平成 27 年に 1 店舗で開業後、28 年に 1 店舗、30 年にさらに 1 店舗を増設したが、新設の届出を行っていない。	事務所の新設の届出制度を承知していなかった。
6	平成 22 年に新設した 1 店舗について、新設の届出を行っていない。	既存の店舗の出店であり、届出は不要であると認識していた。フランチャイズ本部からの指示もなかった。

(注) 1 当局の調査結果による。

2 「運輸支局の事業者台帳」とは、国土交通省が省内の情報システムネットワーク上に整備しているレンタカー事業者の台帳を指す。

図表 2- (1) - ⑫ 整備管理者を未選任又は未届の事例

事例	事例の概要	選任又は届出を行っていない理由
1	最近新設した店舗の配置車両数は現在 31 台であるが、整備管理者を選任していない。	整備管理者制度について承知していなかったため。
2	現在営業している 3 店舗の配置車両数は、いずれも 10 台以上となっているが、当局調査時点で整備管理者を未選任であった。	整備管理者制度について承知していなかったため。
3	2 店舗で車両を 35 台保有しているが、整備管理者を選任していない。	整備管理者制度について承知していなかったため。
4	平成 25 年に整備管理者を選任していたが、同人の転任後、後任の整備管理者が未選任となっている。	当初は整備管理者制度を理解していたが、その後、担当者が替わるなどの経過の中で、同制度への理解が乏しくなったため。
5	平成 26 年頃に配置車両数が 10 台以上となった店舗の整備管理者について、本店の整備管理者が兼務していたとしているが、同店舗についての選任届を提出していなかった。	事務所（使用の本拠）ごとに整備管理者の選任届を提出する必要があることを理解していなかったため。

(注) 1 当局の調査結果による。

2 当局の調査を契機に既に改善（整備管理者を選任、選任届を提出）済みのものを含む。

図表 2- (1) - ⑬ 今回の調査で当局が入手したレンタカー事業に係る通知等の事業者への周知状況

通知等名	通知等施行者	左記通知等の事業者への周知方法	
		愛知運輸支局	岐阜運輸支局
「レンタカー事業者からレンタカーの借受人への周知等について」(平成 29 年 7 月 6 日付け国自旅第 73 号自動車局旅客課長通知)	国土交通省自動車局旅客課長	○レンタカー協会に送付 ○新規許可事業者に手交	○レンタカー協会に送付 ○全事業者に送付（研修会の開催案内に同封）
自動車局長通知の改正(平成 30 年 3 月 30 日付け)に伴う運輸支局の審査基準の改正	運輸支局長	○レンタカー協会に送付 ○運輸支局のホームページに掲載	○レンタカー協会に送付 ○運輸支局のホームページに掲載
「レンタカーによる貸切バス経営類似行為の防止の徹底について」(令和元年 6 月 20 日付け国自旅第 33 号自動車局旅客課長通知)	国土交通省自動車局旅客課長	○レンタカー協会に送付 ○マイクロバス保有の協会非会員事業者に送付	○レンタカー協会に送付 ○マイクロバス保有の協会非会員事業者に送付
自動車局長通知の改正(令和元年 7 月 1 日付け)に伴う運輸支局の審査基準の改正	運輸支局長	○レンタカー協会に送付 ○運輸支局のホームページに掲載	○レンタカー協会に送付 ○運輸支局のホームページに掲載

(注) 1 当局の調査結果による。

2 「自動車局長通知」とは、「貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡し（レンタカー）の取扱いについて」（平成 7 年 6 月 13 日付け自旅第 138 号）を指す。

3 「運輸支局の審査基準」とは、運輸支局が定めて公示しているレンタカー事業の許可申請の審査基準（愛知運輸支局は「貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡し（レンタカー）許可申請に関する審査基準について」、岐阜運輸支局は「貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡し（レンタカー）の取扱いについて」）を指す。

4 「レンタカーによる貸切バス経営類似行為の防止の徹底について」は、国土交通省本省の指示により、マイクロバス保有の協会非会員事業者に送付した。

図表 2- (1) -⑭ 2 運輸支局におけるレンタカー事業者講習会の実施状況（平成 26 年度以降）

運輸支局	開催日	主な講習内容	備考
愛知運輸支局	平成 27 年 2 月 24 日	レンタカー事業における遵守事項について、レンタカーの定期点検、日常点検及び整備管理者について	・愛知県レンタカー協会と共催 ・レンタカー協会会員 31 人、非会員 149 人が参加
岐阜運輸支局	平成 29 年 10 月 4 日	レンタカー事業における法令遵守について、レンタカー点検整備の徹底について	・岐阜県レンタカー協会と共催 ・レンタカー協会会員 26 人、非会員 89 人が参加

（注）当局の調査結果による。

図表 2- (1) -⑮ 最近、運輸支局に事務所新設届を提出した事業者における整備管理者の選任状況

<p>当該レンタカー事業者は、平成 31 年 4 月に事務所（店舗）の新設を運輸支局に届け出た。その際、届出書に添付した「事務所別車種別配置車両数一覧表」には、当該新設店舗の配置車両数は「乗用車 10 台」と記載されている。</p> <p>しかし、同事業者は、整備管理者の制度については承知していなかったとしており、上記新設店舗に係る整備管理者を選任していない。</p>

（注）当局の調査結果による。

図表 2- (1) -⑯ 最近、運輸支局に整備管理者選任届を提出した事業者における整備管理規程の策定状況

事例	事例の概要
1	<p>当該レンタカー事業者は、令和元年 10 月に整備管理者選任届を提出したが、当該事業者は整備管理規程の制度を承知しておらず、同規程を未策定であった。</p> <p>なお、当該事業者が整備管理者選任届を提出した際、運輸支局から整備管理規程についての説明はなかったとしている。</p>
2	<p>当該レンタカー事業者は、令和元年 9 月に整備管理者の選任届及び変更届を提出したが、当該事業者は整備管理規程の制度を承知しておらず、同規程を未策定であった。</p> <p>なお、当該事業者が整備管理者選任届・変更届を提出した際、運輸支局から整備管理規程について説明されたかは不明としている。</p>

（注）当局の調査結果による。

(2) レンタカー事業者への指導監督に資する情報の収集

調 査 結 果 等	説明図表番号
<p>【制度の概要等】</p> <p>ア レンタカー事業者の指導監督に関する法令の規定</p> <p>道路運送法第94条第1項では、国土交通大臣は、自動車を所有し、若しくは使用する者等に、自動車の所有若しくは使用に関して報告させることができるとされており、また、同条第4項では、その職員をして事務所等に立入検査等を行うことができるとされている。</p> <p>立入検査の実施方法等については、自動車運送事業等監査規則（昭和30年運輸省令第70号）で定められており、地方運輸局長及び運輸監理部長又は運輸支局長は、自家用自動車の使用に関する監査計画を定めなければならないこと（同規則第4条第3項）、監査は監査計画に基づいて行うが、特に必要と認められる場合は、監査計画に基づかないで行うことができること（同規則第5条）等とされている。</p> <p>イ レンタカー事業者の指導監督に関する自動車局長通知の規定</p> <p>自動車局長通知では、レンタカー事業者に対し、定期的に監査を行うとともに必要に応じ報告を求めることとされており、許可条件に違反する事実が確認された場合には、許可の取消しを含め、厳正に措置することとされている。</p> <p>ウ 監査等に当たっての留意点等</p> <p>自動車局長通知では、レンタカー事業者の監査等に当たり、自動車運送事業経営類似行為（道路運送法、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）の許可を受けず旅客自動車運送事業、貨物自動車運送事業に該当する営業を行うもの。いわゆる「白バス」、「白タク」等の行為）の防止及び貸渡自動車の安全の確保について特に留意することとされている。</p> <p>なお、上記の自動車運送事業経営類似行為の防止に関連し、レンタカー事業者による運転者の労務供給、情報提供について、次のとおり通知されている。</p> <p>① 自動車局長通知では、レンタカーの貸渡しに附随した運転者の労務供給（運転者の紹介及びあっせんを含む。）を行ってはならないとされている。</p> <p>② 「レンタカー事業者が行う運転者に係る情報提供のあり方について」（平成16年3月16日付け国自旅第234号各地方運輸局自動車交通部長等宛て国土交通省自動車交通局旅客課長通知）では、レンタカー事業者による運転者に関する情報提供について、i) 特定の運転者に関する情報提供を行わないこと、ii) 運転者の手配については、レンタカーの借受人が自らの責任において行うこと等とされている。</p> <p>【調査結果】</p> <p>今回、当局が調査対象とした2運輸支局における平成28年度から30年度までのレンタカー事業者に対する監査の実施状況等を調査した結果は、以下のとおりであ</p>	<p>図表2-(2)-①</p> <p>図表2-(2)-②</p> <p>図表2-(2)-③</p> <p>図表2-(2)-③ (再掲)</p> <p>図表2-(1)-④ (再掲)</p> <p>図表2-(2)-④</p>

る。

ア レンタカー事業者に対する監査の実施状況

調査対象とした2運輸支局における平成28年度から30年度までのレンタカー事業者に対する監査の実施状況をみると、愛知運輸支局において、警察等への通報があったレンタカー事業者の旅客自動車運送事業経営類似行為（白タク行為）に関する監査を1件実施しているが、2運輸支局においてこれ以外に監査の実績はなく、また、定期的な監査に関する計画も策定されていない。

この理由について、中部運輸局及び2運輸支局では、次のとおり説明している。

- ① 運輸支局におけるレンタカー事業担当職員は少人数で、しかも兼務している他業務の業務量が多いため、レンタカー事業者の指導監督業務に割くことのできる要員体制は乏しいこと。

ちなみに、レンタカー事業担当の職員数は、愛知運輸支局3人、岐阜運輸支局2人であり、いずれも旅客自動車運送事業（バス、タクシー）関係の業務を兼務しているほか、職員によっては貨物自動車運送事業関係の業務も兼務している。

- ② レンタカー事業者の法令等違反に関する具体的な相談・通報があった場合は、その内容により必要に応じて監査を行うが、レンタカー事業者に関する相談・通報は極めて少ないこと。

ちなみに、調査対象とした2運輸支局における平成28年度から30年度までのレンタカー事業者に関する相談は、岐阜運輸支局において民事事案に関する相談が1件あったのみである。

また、上記の期間内において、中部運輸局に対し、愛知運輸支局管内のレンタカー事業者に関する相談が3件あった。これらはいずれも愛知運輸支局に情報提供されており、うち1件は、同運輸支局から事業者に相談内容を連絡し改善指導した結果、改善が図られ、他の2件は具体的な情報がない等の理由により運輸支局の業務の参考資料とされている。

イ レンタカー事業者の法令等違反が疑われる情報の収集

上記のとおり、中部運輸局及び2運輸支局では、レンタカー事業者の法令等違反に関する具体的な相談・通報があった場合は、その内容により必要に応じて監査を行うとしているが、実際には、レンタカー事業者の監査を実施する必要性があると判断される情報が少ないこと、法令等違反の情報を基にレンタカー事業者へ事実確認の上、指導することで監査を実施することなく状況が改善されることもあることから、監査に至った事案は少ないと説明している。

しかし、以下のとおり、インターネット情報、レンタカー事業者から提出された年次報告記載の情報を分析することにより、法令等違反が疑われる事案を把握することが可能である。

(7) インターネットにより把握可能な情報

インターネット上でレンタカー事業等に関連した情報を収集し、これを分析

図表2- (2) -⑤

図表2- (2) -⑥

<p>することにより、以下のとおり、法令等違反の疑いの端緒となる情報を得ることが可能である。</p> <p>a レンタカー事業経営類似行為の疑い</p> <p>当局が、インターネット上で情報を収集したところ、レンタカー事業の許可を取得していないとみられる愛知県内在住者のホームページにおいて、自動車を有償で貸し渡す旨の記載があり、無許可でレンタカー事業に該当する営業を行っている疑いがあるものがみられた。(当局把握：1件)</p>	<p>図表 2- (2) - ⑦</p>
<p>b レンタカーの貸渡しに附随した運転者の労務供給の疑い</p> <p>当局が、愛知県内、岐阜県内のレンタカー事業者のホームページにより、事業者の営業実態等を調査したところ、「専属運転手が運転」、「提携会社からドライバー派遣可能」等との記載がある事業者があり、レンタカーの貸渡しに附随して、禁止されている運転者の労務供給（運転者の紹介及びあっせんを含む。）が行われている疑いがある。(当局把握：7件)</p>	<p>図表 2- (2) - ⑧</p>
<p>c 無届けでの事務所新設の疑い</p> <p>レンタカー事業者のホームページには、多くの場合、営業店舗が掲載されている。</p> <p>一方、国土交通省は、レンタカー事業の許可を受けた事業者の台帳（以下「事業者台帳」という。）を同省内の情報システムネットワーク上に整備しており、2 運輸支局では、レンタカー事業者から事務所新設の届出があれば、事業者台帳を更新し当該新設事務所を記載するとしている。</p> <p>以上のことから、レンタカー事業者のホームページに掲載されている店舗と事業者台帳に記載されている当該事業者の事務所を照合することにより、新設の届出がされていない疑いのある事務所（店舗）を把握することが可能である。</p>	<p>図表 2- (2) - ⑨</p>
<p>ちなみに、上記細目(1)で当局が把握した無届けの事務所新設事例(6事業者)のうち5事業者のホームページにおいて、事業者台帳に記載されていない店舗が掲載されており、当該事業者に対する実地調査以前に、当該事業者のホームページを閲覧した時点で、無届けで事務所が新設された疑いが把握可能である。</p> <p>(イ) 年次報告により把握可能な情報</p> <p>レンタカー事業者が運輸支局に毎年度提出することとされている年次報告のうち、特に「事務所別車種別配置車両数一覧表」の記載内容を分析することにより、以下のとおり、法令等違反の疑いの端緒となる情報を得ることが可能である。</p> <p>a 無届けでの事務所新設の疑い</p> <p>事務所別車種別配置車両数一覧表には、レンタカー事業者が設置している事務所（店舗）の名称を記載することとされている。</p> <p>このため、レンタカー事業者から提出された当該一覧表に記載されている事務所と事業者台帳に記載されている事務所を照合することにより、無届けで新設された疑いのある事務所を把握することが可能である。</p>	<p>図表 2- (2) - ⑩</p>

<p>ちなみに、上記細目(1)で当局が把握した無届けの事務所新設事例(6事業者)のうち2事業者が提出した事務所別車種別配置車両数一覧表において、事業者台帳に記載されていない事務所が記載されており、当該事業者に対する実地調査以前に、事務所別車種別配置車両数一覧表を受領した時点で、無届けで事務所が新設された疑いが把握可能である。</p> <p>b 整備管理者の選任義務があるが未選任等の疑い</p> <p>事務所別車種別配置車両数一覧表により、整備管理者の選任義務のある事務所(乗車定員10人以下の自動車10両以上等)が把握できることから、レンタカー事業者から運輸支局に届け出られている整備管理者と照合することにより、整備管理者の選任義務があるが未選任、あるいは選任しているが未届となっていることが疑われる事業者を把握することが可能である。</p> <p>ウ 適正な内容の年次報告の確実な提出の確保</p> <p>上記のとおり、年次報告によりレンタカー事業者の運営実態を把握し、法令等違反の有無を確認するためには、事業者から、事業の実態を適正に反映した報告が毎年確実に提出されることが不可欠である。</p> <p>なお、自動車局長通知では、貸渡自動車を増車若しくは代替する場合には運輸支局に届け出ることとされている。この届出には事務所別車種別配置車両数新旧対照表を添付することとされていることから、増車等の届出によっても、事務所別の配置車両数等のレンタカー事業者の運営実態を把握し、整備管理者選任の指導の契機とすることが可能である。</p>	<p>図表2-(2)-⑨ (再掲)</p>
<p>一方、愛知運輸支局においては、平成18年3月31日付けの同支局の審査基準の改正により、自家用マイクロバスを除いて、増車・代替の際の届出は不要とされている。</p> <p>このため、愛知運輸支局において、レンタカー事業者の車両の増車状況を把握し、整備管理者の選任等についての的確な指導を行うためには、適正な内容の年次報告が毎年確実に提出されることが、ますます必要な状況となっている。</p> <p>しかし、今回、当局が、2運輸支局における年次報告の受理状況、調査対象レンタカー事業者における年次報告の提出状況及び報告内容を調査した結果、以下のとおり、不十分な状況がみられた。</p>	<p>図表2-(2)-⑩</p>
<p>(7) 年次報告の提出・受理状況</p> <p>平成30年度分の年次報告(提出期限は令和元年5月末)のうち貸渡実績報告書の受理件数(令和元年9月末現在)は、愛知運輸支局793件、岐阜運輸支局383件である。この数は両支局管内の平成29年度末のレンタカー事業者数(愛知運輸支局1,422事業者、岐阜運輸支局472事業者)を大きく下回っており、未提出の事業者が多数あることが推測される。</p> <p>(注) 年次報告は主たる事務所の所在地を管轄する運輸支局に提出することとされているため、愛知運輸支局、岐阜運輸支局には年次報告を提出しないが、本社のある他県を管轄する運輸支局に愛知県内、岐阜県内の事務所分を含んだ年次報告を提出している場合がある。</p>	<p>図表2-(2)-⑫</p>

<p>また、年次報告未提出のレンタカー事業者に対し、愛知運輸支局では、令和元年度に平成 30 年度分の年次報告について、岐阜運輸支局では、平成 29 年度及び令和元年度に前年度分の年次報告について、それぞれ提出の督促を行ったとしている。</p> <p>年次報告のうち、平成 30 年度分の貸渡実績報告書の受理件数は未提出事業者への提出督促を行った結果であるが、提出督促を行わなかった 29 年度分の貸渡実績報告書の受理件数は、これを大きく下回っており（愛知運輸支局 322 件、岐阜運輸支局 215 件）、年次報告の提出を促進するためには、未提出事業者に提出督促を行うことが効果的であることが窺える。</p> <p>なお、調査対象としたレンタカー事業者（16 事業者）における平成 30 年度分の年次報告の提出状況を調査した結果、うち 3 事業者が未提出であった。</p>	
<p>(イ) 年次報告の報告内容</p> <p>調査対象としたレンタカー事業者（16 事業者）のうち、年次報告を提出していた 13 事業者について、年次報告の報告内容を調査した結果、以下のとおり、報告内容が十分ではないため、事務所の設置状況や事務所別の配置車両数の実態が把握できないものがみられた。</p> <p>① 県内に複数の店舗があるが、県内 1 事務所として報告しているもの 3 事業者</p> <p>このため、これら事業者については、事務所の設置状況や事務所別の配置車両数が不明となっている。</p> <p>② 一部の店舗について報告していなかったもの 1 事業者</p> <p>このため、報告漏れとなっている店舗の配置車両数が不明となっている。</p>	<p>図表 2- (2) -⑬</p> <p>図表 2- (2) -⑭</p>
<p>【所見】</p> <p>したがって、中部運輸局は、レンタカー事業者における法令等遵守を確保する観点から、運輸支局に指示して、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 今回当局が指摘した法令等違反が疑われる事案について事実確認を行い、その結果、法令等違反と認められる場合は、是正指導を的確に行うこと。</p> <p>また、インターネット情報、年次報告を活用してレンタカー事業者の実態を把握することについて検討し、今後、法令等違反が疑われる事案が把握された場合には、上記と同様に事実確認、是正指導の措置を講ずるほか、必要に応じ計画的な監査を行うこと。</p> <p>② 上記の措置に必要な情報が確実に把握できるよう、年次報告の提出の必要性及び適正な記載内容についてレンタカー事業者に周知徹底するとともに、未提出の事業者に対する提出の督促を引き続き実施すること。</p>	

図表 2- (2) -① 道路運送法 (昭和 26 年法律第 183 号) (抜粋)

<p>(報告、検査及び調査)</p> <p>第 94 条 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、道路運送事業者、自家用有償旅客運送者その他自動車を所有し、若しくは使用する者又はこれらの者の組織する団体に、国土交通省令で定める手続に従い、事業、自家用有償旅客運送の業務又は自動車の所有若しくは使用に関し、報告をさせることができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員をして自動車、自動車の所在する場所又は道路運送事業者、自家用有償旅客運送者その他自動車を所有し、若しくは使用する者若しくはこれらの者の組織する団体の事務所その他の事業場 (道路運送事業、自家用有償旅客運送の業務又は自動車の管理に係るものに限る。) に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問させることができる。</p> <p>5~8 (略)</p>
--

(注) 下線は当局が付した。

図表 2- (2) -② 自動車運送事業等監査規則 (昭和 30 年運輸省令第 70 号) (抜粋)

<p>(監査計画)</p> <p>第 4 条 国土交通大臣は、一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貨物自動車運送事業 (特別積合せ貨物運送をするものに限る。) に関する監査計画を定め、これを地方運輸局長、運輸監理部長又は運輸支局長に通知しなければならない。</p> <p>2 地方運輸局長は、前項の自動車運送事業以外の自動車運送事業、自動車分解整備事業及び優良自動車整備事業に関する監査計画を定めなければならない。</p> <p>3 <u>地方運輸局長及び運輸監理部長又は運輸支局長は、自家用自動車の使用に関する監査計画を定めなければならない。</u></p> <p>4 地方運輸局長は、第 1 項の自動車運送事業に関し、同項の監査計画に定める監査事項と重複しない範囲内で監査計画を定めることができる。</p> <p>5 前 4 項の監査計画は、年度ごとに監査の対象、監査の時期、監査の分担、監査事項その他の監査の実施の概要について、定めるものとする。</p> <p>(監査方法)</p> <p>第 5 条 監査は、<u>監査計画に基づいてこれを行う。</u>ただし、<u>国土交通大臣、地方運輸局長、運輸監理部長又は運輸支局長が特に必要と認める場合は、監査計画に基づかないで監査を行うことができる。</u></p>

(注) 下線は当局が付した。

図表 2- (2) -③ 「貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡し（レンタカー）の取扱いについて」（平成 7 年 6 月 13 日付け自旅第 138 号）（抜粋）

<p>5. 通達の運用に当たっての留意事項</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 許可を受けた貸渡人に対し、<u>定期的に監査</u>を行うとともに<u>必要に応じ報告を求めること</u>。 この場合において<u>自動車運送事業経営類似行為の防止及び貸渡自動車の安全の確保について特に留意すること</u>。 また、<u>許可に付した条件に違反する事実が確認された場合には、許可の取消しを含め、厳正に措置すること</u>。</p> <p>(4)～(7) (略)</p>
--

(注) 下線は当局が付した。

図表 2- (2) -④ レンタカー事業者が行う運転者に係る情報提供のあり方について（平成 16 年 3 月 16 日付け国自旅第 234 号）

<p>レンタカー事業者が貸渡しに附随した運転者の労務供給（運転者の紹介及びあっせんを含む。）を行うことは、旅客自動車運送事業類似行為を防止する観点から、「貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡し（レンタカー）の取扱いについて」（平成 7 年 6 月 13 日付け自旅第 138 号）2. (2)等により禁止されているところであるが、今般「構造改革特区の第 3 次提案に対する政府の対応方針」（平成 15 年 9 月 12 日構造改革特別区域推進本部決定）において、レンタカー事業者自らによる営業類似行為の排除に向けた努力を行うことを前提に、レンタカー事業者が行う運転者派遣団体等に関する情報提供の具体的な方法等について明確化することとされたことを踏まえ、そのあり方について、下記のとおり通知することとしたので、留意されたい。</p> <p>なお、本件については、社団法人レンタカー協会会長あて、別添のとおり通知したので申し添える。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 運転者の労務供給等について 貸渡しに附随した運転者（運転者派遣団体等を含む。以下同じ。）の労務供給（運転者の紹介及びあっせんを含む。）は引き続き行ってはならない。</p> <p>2. 運転者に関する情報提供について <u>①特定の運転者に関する情報提供を行わないこと、②運転者の手配については、レンタカーの借受人が自らの責任において行うこと等旅客自動車運送事業類似行為を防止することを徹底すること</u>を前提に次のとおり取り扱うこととする。</p> <p>(1) 運転者に関する情報提供にあたっては、貸渡しを行う車両の運転に必要な種類の運転免許を保持する複数の運転者の連絡先等の情報を提供するものとし、特定の運転者又は自社系列の運転者のみの情報を提供するものであってはならない。</p> <p>(2) レンタカー事業者が運転者に関する情報を提供する場合は、借受人に対して、次の事項を告知することとし、レンタカー事業者が自ら当該情報提供を行う運転者と派遣契約等を行ってはならない。</p> <p>① 運転者に関する情報はあくまで借受人からの申出に基づき、レンタカー事業者が任意で提</p>

<p>供するものであること。</p> <p>② 借受人が自らの責任で情報提供を受けた運転者の中から手配を行う運転者を選択し、その契約を締結すること。</p> <p>③ レンタカー事業者は、情報提供を行った運転者に関する責任は一切負わないこと。</p> <p>(3) レンタカー事業者が運転者に関する状況を提供する場合は、借受人から運転者に関する情報提供の依頼があった場合に、当該地域における運転者一覧表を提示して行うこととし、運転者の情報提供に関する宣伝活動を行ってはならない。</p>

(注) 下線は当局が付した。

図表 2-(2)-⑤ 調査対象 2 運輸支局におけるレンタカー事業者に対する監査の実施件数

(平成 28~30 年度)

(単位：件)

年度	平成 28 年度	29 年度	30 年度
運輸支局			
愛知運輸支局	0	1 (注 2)	0
岐阜運輸支局	0	0	0

(注) 1 当局の調査結果による。

2 愛知運輸支局における平成 29 年度の 1 件の監査は、警察等にレンタカー事業者による旅客自動車運送事業経営類似行為（白タク行為）に関する通報があったことを契機として随時の監査として実施されたものである。

図表 2-(2)-⑥ 中部運輸局及び調査対象 2 運輸支局におけるレンタカーに係る相談の受付件数

(平成 28~30 年度)

(単位：件)

年度	平成 28 年度	29 年度	30 年度	合計
受付機関				
中部運輸局	2	0	2	4
支局				
愛知運輸支局	0	0	0	0
岐阜運輸支局	1	0	0	1

(注) 1 当局の調査結果による。

2 中部運輸局の相談 4 件のうち 3 件は愛知運輸支局管内の事業者に係るもの、1 件は他の地方運輸局管内の事業者に係るものであり、いずれの相談も管轄の運輸支局に情報提供されている。

図表 2- (2) -⑦ インターネット上の情報により把握できた法令等違反が疑われる事例
 (レンタカー事業経営類似行為が疑われる事例)

<p>インターネット上に「カーシェアリングサービス」(有償)を行っている旨のホームページを開設している者(愛知県内在住)は、同ホームページの中で、直接のやり取りによる予約、個人間カーシェアリングのマッチングサイトを経由した予約が可能と記載している。</p> <p>個人間カーシェアリングは、自動車の共同使用契約を締結していることを前提にしているものであり、これを経由したカーシェアリングはレンタカー事業の許可を要しないが、これを経由しない直接の有償貸渡しはレンタカー事業に該当する。</p> <p>愛知運輸支局の事業者台帳には、同人の所在地でのレンタカー事業者の記載はなく、同人は許可を受けたレンタカー事業者ではないとみられる。</p> <p>このため、当該事業者の上記の行為(個人間カーシェアリングを経由しない直接の貸渡し)は、レンタカー事業の無許可営業(レンタカー事業経営類似行為)に該当する疑いがある。</p>
--

(注) 当局の調査結果による。

図表 2- (2) -⑧ インターネット上の情報により把握できた法令等違反が疑われる事例
 (レンタカーの貸渡しに附随した運転者の労務供給が疑われる事例)

事例	所在地	貸渡しに附随した運転者の労務供給が疑われる内容(ホームページ等の記載内容)
1	愛知県	レンタカーと運転手のセットでの料金プランを掲載しているなど、運転手付きでのレンタカー貸渡しをPRしている。 また、引越しなどのトラックレンタルに合わせてドライバー兼作業スタッフ派遣が可能との記載もある。
2	愛知県	特定の車種のレンタルの場合は、当該事業者専属運転手が運転するとの記載がある。 さらに、場合により、レンタカーと専属ドライバーのセット料金での貸渡しが可能との記載もある。
3	愛知県	リムジンカーのレンタル(パーティーサービス等)について、専任のドライバーがサービスする旨の記載がある。
4	愛知県	同事業者のブログ中に、イベントへのリムジンカーレンタルの説明として、事業者の運転手がサービスする旨の記載がある。
5	愛知県	提携会社からドライバー派遣が可能との記載がある。
6	愛知県	
7	愛知県	

(注) 当局の調査結果による。

図表 2- (2) - ⑨ 無届けで事務所を新設しているレンタカー事業者のホームページ及び年次報告の記載内容

事例	ホームページの記載内容から無届けの事務所新設の疑いの把握の可否	年次報告（事務所別車種別配置車両数一覧表）の記載内容から無届けの事務所新設の疑いの把握の可否
1	県内 4 店舗が記載されており、事業者台帳と照合することにより、うち 2 店舗が無届けの疑いがあることが把握可能。	無届けの疑いは把握できない。 【理由】年次報告の内容が不十分であるため。 (県内 1 事務所として報告)
2	県内 3 店舗が記載されており、事業者台帳と照合することにより、うち 1 店舗が無届けの疑いがあることが把握可能。	当局調査時には確認できず。 【理由】店舗ごとに年次報告を提出していたとしており、本社に報告が保存されていなかったため。
3	県内 3 店舗が記載されており、事業者台帳と照合することにより、うち 1 店舗が無届けの疑いがあることが把握可能。	<u>平成 30 年度分の年次報告に、事業者台帳に記載されていない 1 事務所を含む 3 事務所が記載されており、未届の疑いが把握可能。</u> (以前の報告でも 3 事務所として報告していたとのこと。)
4	(ホームページを開設していない。)	無届けの疑いは把握できない。 【理由】年次報告の内容が不十分であるため。 (県内に複数店舗があるが、1 事務所として報告)
5	県内 2 店舗が記載されており、事業者台帳と照合することにより、うち 1 店舗が無届けの疑いがあることが把握可能。	(年次報告未提出)
6	県内 2 店舗が記載されており、事業者台帳と照合することにより、うち 1 店舗が無届けの疑いがあることが把握可能。	<u>平成 27 年度分の年次報告に、事業者台帳に記載されていない 1 事務所を含む 2 事務所が記載されており、未届の疑いが把握可能。</u> (平成 28 年度以降は年次報告未提出)

(注) 1 当局の調査結果による。

2 本表は、当局がレンタカー事業者の調査により把握した無届けの事務所新設事例（図表 2- (1) - ⑪）の事業者について、ホームページ及び年次報告の記載内容を調査した結果である。

図表 2- (2) - ⑩ 年次報告の報告内容

報告書類名	様式の報告内容
貸渡実績報告書	事業者における「事務所数」、レンタカーの車種別（乗用車・マイクロバス・トラック・特種用途車・二輪車別）、普通車・軽自動車別の「車両数」、「延貸渡回数」「延貸渡日車数」、「延走行キロ」、「総貸渡料金」
事務所別車種別配置車両数一覧表	事業者の「事務所名」、「所在地」、各事務所におけるレンタカーの「配置車両数」（乗用車・マイクロバス・トラック・特種用途車・二輪車別）

(注)「貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡し（レンタカー）の取扱いについて」（平成 7 年 6 月 13 日付け自旅第 138 号）に定められた様式による。

図表 2- (2) - ⑪ レンタカーの増車の届出に関する自動車局長通知（貸渡人を自動車の使用者として行う
 家用自動車の貸渡し（レンタカー）の取扱いについて（平成 7 年 6 月 13 日付け自旅第 138
 号）及び愛知運輸支局審査基準（貸渡人を自動車の使用者として行う家用自動車の貸渡し
 （レンタカー）許可申請に関する審査基準について（平成 18 年 3 月 31 日付け愛運支局公示
 第 7 号））の規定の比較

自動車局長通知	愛知運輸支局審査基準
<p>2. 許可に対する条件 許可は、次の例により条件を付すること。 (1) (略) (2) <u>貸渡自動車の増車若しくは代替（配置事務所別車種別の車両数の変更を伴う場合に限る。以下同じ。）又は事務所の名称若しくは所在地の変更をしようとする者は、あらかじめ、当該貸渡自動車の車種別の数、配置事務所等又は変更後の事務所の名称若しくは所在地を当該車両の配置事務所又は当該事務所の所在地を管轄する運輸支局長に主たる事務所に係る許可証の写し（当該運輸支局長の許可を受けている場合を除く。）を添えて、届け出なければならない。なお、貸渡自動車の車種は以下の車種区分によることとする。</u> ① 家用乗用車 ② 家用マイクロバス（乗車定員 29 人以下であり、かつ、車両長が 7m 以下の車両に限る。） ③ 家用トラック ④ 特種用途自動車 ⑤ 二輪車 (3)～(13) (略)</p>	<p>2. 許可に対する条件 許可は、次の条件を付すこととする。 (1) (略) (2) <u>事務所の名称若しくは所在地の変更をしようとする者は、あらかじめ、変更後の事務所の名称若しくは所在地を当該事務所の所在地を管轄する運輸支局長に主たる事務所に係る許可証の写し（当該運輸支局長の許可を受けている場合を除く。）を添えて、届け出なければならない。</u> (3) ～ (14) (略)</p>
<p>4. 家用マイクロバスの貸渡しを行う場合についての特例 (1) 家用マイクロバスに係る貸渡しについては、従来より貸切バス経営類似行為の防止について指導を行ってきているところであるが、なお、貸渡しに付随して貸渡人が運転手の労務供給を行う等の貸切バス経営類似行為が跡を絶たないのが現状である。 このため、当分の間、家用マイクロバスの貸渡しを行う者は、次の要件を満たす者に限ることとし、<u>家用マイクロバスの貸渡しを行おうとする者は、その 7 日前までに、車両毎に、その旨を当該車両の配置事務所の所在地を管轄する</u></p>	<p>4. 家用マイクロバスの貸渡しを行う場合についての特例 (1) 家用マイクロバスに係る貸渡しについては、従来より貸切バス経営類似行為の防止について指導を行ってきているところであるが、なお、貸渡しに付随して貸渡人が運転手の労務供給を行う等の貸切バス経営類似行為が跡を絶たないのが現状である。 このため、当分の間、家用マイクロバスの貸渡しを行う者は、次の要件を満たす者に限ることとし、<u>家用マイクロバスの貸渡しを行おうとする者は、その 7 日前までに、車両毎に、その旨を愛知運輸支局長に届け出なければなら</u></p>

<p>運輸支局長に届け出なければならないこととする。なお、既に自家用マイクロバスの貸渡しを行っている者が当該届出を行う際には、原則として、直近 2 年間の事業における自家用マイクロバスの貸渡簿の写しを添付又は提示することとする。</p> <p>① 現在、自家用マイクロバスの貸渡しを行っていない者にあつては、他車種でのレンタカー事業について、2 年以上の経営実績を有し、かつ、届出前 2 年間に於いて車両停止以上の処分を受けていないこと。</p> <p>② 既に、自家用マイクロバスの貸渡しを行っている者にあつては、届出前 2 年間に於いて車両停止以上の処分を受けていないこと。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>い。</p> <p>① 現在、自家用マイクロバスの貸渡しを行っていない者にあつては、他車種でのレンタカー事業について、2 年以上の経営実績を有し、かつ、届出前 2 年間に於いて車両停止以上の処分を受けていないこと。</p> <p>② 既に、自家用マイクロバスの貸渡しを行っている者にあつては、届出前 2 年間に於いて車両停止以上の処分を受けていないこと。</p> <p>(2) (略)</p>
--	---

(注) 下線は当局が付した。

図表 2- (2) -⑫ 調査対象 2 運輸支局における年次報告受理件数 (単位：件)

運輸支局	報告書類名	平成 26 年度実績分	平成 27 年度実績分	平成 28 年度実績分	平成 29 年度実績分	平成 30 年度実績分
愛知運輸支局	貸渡実績報告書	289	302	305	322	793
	事務所別車種別配置車両数一覧表	282	295	302	258	753
岐阜運輸支局	貸渡実績報告書	290	320	334	215	383
	事務所別車種別配置車両数一覧表	290	320	334	215	383

(注) 1 中部運輸局の資料に基づき、当局が作成した。

2 「平成 30 年度実績分」は、令和元年 9 月末現在の受理件数である。

図表 2- (2) -⑬ 平成 30 年度分年次報告が未提出となっていた事業者の未提出の原因・理由

事例	未提出の原因・理由
1	年次報告の制度があることを承知していなかった。
2	レンタカーは順次縮減し、近年、レンタカー事業の実績はない。実績がない場合は、年次報告不要と考えていた。
3	平成 27 年度分の年次報告（平成 28 年度報告）までは報告していた。その後、担当者の病気・死亡に伴い、後任が年次報告制度を承知していなかった。

(注) 1 当局の調査結果による。

2 当局の調査を契機に既に改善済みのものを含む。

図表 2- (2) -⑭ 年次報告の報告内容が不十分である事例

事例	年次報告の内容不十分の状況
1	県内に 4 事務所（店舗）あるが、平成 30 年度分の年次報告では 1 事務所として報告していた。
2	平成 31 年 3 月末現在、県内に 3 事務所（店舗）あるが、平成 30 年度分の年次報告では 1 事務所として報告していた。
3	県内に 6 事務所（店舗）あるが、平成 30 年度分の年次報告では 1 事務所として報告していた。
4	当該事業者の店舗には、フランチャイズ加盟店舗と非加盟（直営）店舗があった。 フランチャイズ本部から年次報告提出の連絡があり、運輸支局に同報告を提出していたが、その際、フランチャイズ加盟店舗分のみ提出すればよいと誤解しており、直営店舗分は提出していなかった。

(注) 1 当局の調査結果による。

2 当局の調査を契機に既に改善済みのものを含む。